

【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	住宅戦略官 家田 健一郎
	都市局		国際・デジタル政策課 課長 武藤 祥郎 まちづくり推進課 課長 須藤 明彦 市街地整備課 課長 筒井 祐治 公園緑地・景観課 課長 片山 壮二
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。）</li> </ul> <p>浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授 井上由起子 日本社会事業大学専門職大学院教授 黒田克司 公認会計士 中井検裕 東京工業大学名誉教授 長沢美智子 弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。</li> </ul> <p>① 事前ヒアリング（令和6年5月22日（水）～5月30日（木）） 各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <p>② 有識者会合（令和6年6月28日（金）） WEB会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。</li> </ul> <p>(2) 理事長ヒアリング（令和6年6月28日（金））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記有識者会合の場において、機構理事長石田優氏から、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。</li> </ul> <p>(3) 監事意見聴取（令和6年6月3日（月））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構監事から、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。</li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
該当なし

【総合評定】

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		B	B	B	B	B
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評定が「B」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。</p> <p><b>【項目別評定の算術平均】</b></p> <p>(A4点×4項目×2+B3点×2項目×2+B3点×7項目)÷(13項目+6項目)=3.4...</p> <p>⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定に当たっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い6項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評定のとおりに、機構の業務運営については、評価項目全13項目のうち4項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、9項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる。</p> <p>特に、災害からの復旧・復興支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>総論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害からの復旧・復興支援については、機構のノウハウや人材が活かせる分野であり、災害対応支援に大きく貢献している。また、能登半島地震において、発災直後から情報収集を行い、過去の災害対応の経験と知見を生かして職員の派遣を行って、迅速な生活再建に貢献している。</li> <li>・都市開発の海外展開支援については、オーストラリアにおいて、現地事務所を開設した効果もあり、新たにビクトリア州政府との覚書を交換し、メルボルン市内の都市開発支援を開始し、また、タイにおいて、海外の大手民間企業から初めて大規模開発の基本計画等作成業務を受託するなど、取組の具体化が進んでいる。</li> <li>・多様な世代が安心して住み続けられる環境整備については、子育てサポーターの本格的なサービス開始や、多様な主体との連携など、団地の強みを活かしたコミュニティ形成に貢献している。</li> <li>・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進については、自治体や地元の方々と連携・協力の上、地域のために必要な機能の導入に努めており、地域課題の解決に貢献している。</li> <li>・東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、大熊町での KUMA・PRE という拠点を活用した公民連携の仕組みづくり等により、関係交流人口の拡大に繋がる地域再生に貢献している。</li> <li>・財務体質の強化については、新たにサステナビリティボンドを発行し、財務体質の強化に貢献している。</li> </ul>
その他特記事項	<p>外部有識者から、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣評定で問題ないと考える。</li> </ul>

機構に課せられ期待されている政策課題は、いずれも重く切実なものであり、財務の健全化を進めながらこうした課題を推進していることは評価に値する。単年度での評価という観点では特筆すべき点が多くはなく、やや押さえ気味な評価ではあるが、着実な達成とみるのが妥当と思われる。

- ・機構は、国の住宅政策の一翼を担う賃貸事業、地方では対処できない都市再生事業、災害列島日本における住宅の復興等を担う重要な組織であり、今後とも、これらの使命を果たすことが期待される。

【項目別評定総括表様式】

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度		
<b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	B	A	B	B	B	I-1	-
（1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	I-1-1	-
（2）災害からの復旧・復興支援	A○	A○	A○	A○	A○	I-1-2	-
（3）都市開発の海外展開支援	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	I-1-3	-
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現	B	B	B	B	B	I-2	-
（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	I-2-1	-
（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	I-2-2	-
（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	I-2-3	-
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施							
（1）福島県の原子力災害被災地域における復興支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	I-3	-
（2）津波被災地域における復興市街地整備事業の推進							
<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備							
（1）機動的・効率的な組織運営	B	B	B	B	B	II-1	-
（2）管理会計の活用による経営管理の向上							
2 業務の電子化							
3 適切な事業リスクの管理等							
（1）事業リスクの管理	B	B	B	B	B	II-2	-
（2）事業評価の実施							
4 一般管理費、事業費の効率化							
5 入札及び契約の適正化の推進	B	B	B	B	B	II-3	-
<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>							
1 財務体質の強化							
2 予算	A○	A○	A○	A○	A○	III	-
3 収支計画							
4 資金計画							

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度		
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	IV	-
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	V	-
VI 剰余金の使途	-	-	-	-	-	VI	-
<b>VII その他業務運営に関する重要な事項</b>							
1 施設及び設備に関する計画							
2 中期目標の期間を超える債務負担							
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途	-	-	-	-	-	VII-1	-
4 内部統制の適切な運用							
5 業務運営の透明性の確保等							
（1）業務運営の透明性の確保							
（2）情報セキュリティの確保							
（3）個人情報の保護	B	B	B	B	B	VII-2	-
6 人事に関する計画							
（1）方針							
（2）人材育成							
（3）人件費管理の適正化							
（4）ダイバーシティの推進							
7 保有資産の適切な管理・運用							
8 環境及び都市景観への配慮							
（1）地球温暖化対策の推進							
（2）建設副産物のリサイクルの推進							
（3）環境物品等の調達							
（4）都市の自然環境の保全・創出	B	B	B	B	B	VII-3	-
（5）良好な都市景観の形成							
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元							
（1）研究開発の実施							
（2）成果の社会還元							

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度（困難度）を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 12：国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標 43：国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第11号まで、第2項第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>&lt; I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 &gt;</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>&lt; I-1-2 災害からの復旧・復興支援 &gt;</p> <p>国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>&lt; I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 &gt;</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p> <p>&lt; I-1-3 都市開発の海外展開支援 &gt;</p> <p>我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和5年度）5-⑪、5-⑳</p> <p>行政事業レビューシート番号 0101、0108、0109、0110、0348、0349、0351、0352</p>

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
						<p>「政策的意義の高い都市再生等の推進」</p> <p>※細分化した項目（1）～（3）の評定の算術平均により算定  <math>(A 4点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 1項目) \div (3項目 + 2項目) = 3.4点</math>                      ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。                      ※算定に当たっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>（1） 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について                      令和5年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>（2） 災害からの復旧・復興支援について                      令和5年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>（3） 都市開発の海外展開支援について                      令和5年度における所期の目標を達成していること、官民プラットフォームの活動や現地セミナーにより、日本企業の参入に向けた環境整備が進められていること、JOINとの覚書の交換等、他機関との関係を強化し、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生は機構ならではの事業であり、地方の整備公社では対応が困難なまちづくりに貢献していると認められる。</li> <li>・都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進（民間建築投資誘発効果2兆4,000億円規模、経済波及効果4兆7,000億円規模の実績）、災害からの復旧・復興支援（災害対応支援要員の事前登録制度創設、能登半島地震への支援として迅速な初動体制の構築等）、都市開発の海外展開支援、いずれの柱も十分な貢献をしていることは評価できることである。</li> </ul>	評定	B
評定	B							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第11号まで、第2項第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	<p>重要度：「高」</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-⑪、5-⑳ 行政事業レビューシート番号 0101、0108、0109、0110、0348、0349、0351、0352



2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネート及び事業の実施地区数 （計画値）	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	247 地区	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
コーディネート及び事業の実施地区数 （実績値）	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	265 地区	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	107%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	105,745
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 （計画値）	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	1.4 兆円	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 （実績値）	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	1.7 兆円	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	61,779	105,991
達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	121%	従事人員数（人）	752	773	782	785	777
都市再生事業等に係る経済波及効果 （計画値）	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	2.8 兆円						
都市再生事業等に係る経済波及効果 （実績値）	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	3.4 兆円						
達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	121%						

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</b></p> <p><b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b></p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、</p>	<p><b>I 国民に対して提供するサービス</b></p> <p>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p><b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b></p> <p><b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b></p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上で</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方</p>	<p><b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</b></p> <p><b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b></p> <p><b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b></p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上で</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシ</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネート及び事業の実施地区数 247 地区</li> <li>・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆4,000億円規模 経済波及効果 2兆8,000億円規模</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）</li> <li>・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。</li> <li>・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネート及び事業の実施地区数 265 地区</li> <li>・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆7,000億円規模 経済波及効果 3兆4,000億円規模</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 130 地方公共団体</li> <li>・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 50 地方公共団体</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>令和5年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、265地区でコーディネート及び事業を実施した。また、各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆7,000億円規模、経済波及効果3兆4,000億円規模の実績をあげており、いずれも計画値を上回って達成した。</p> <p>地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで機構の認知度が向上するとともに、地方公共団体からの要請に対応できる体制等の整備を行うなどして、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市の防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市にお</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネート及び事業の実施地区数について、機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、コーディネート及び事業を実施することにより、年度計画での目標「247地区」に対し、実績値「265地区(達成率107%)」であった。</li> <li>・都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額について、年度計画での目標「1兆4,000億円規模」に対し、「1兆7,000億円規模(達成率121%)」であった。</li> <li>・経済波及効果について、年度計画での目標「2兆8,000億円規模」に対し、「3兆4,000億円規模(達成率121%)」であった。</li> </ul> <p>機構は、都市再生の推進に当たって、①都市の国際競争力と魅力高める都市の再生、②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③防災性向上による安全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力高める都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市等においては、属性の異なる複数の関係者が存在し、輻輳する複数の事業を一体的に進めるコーディネートの難しい事業においても、利害関係者や各事業の調整を円滑に進め、着実に事業を実施した。</li> </ul> <p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方都市等においては、国や地方公共団体等と緊密に連携し、全国の地方公共団体からの</li> </ul>

<p>地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>ップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、交流・滞在空間の創出も視野に、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</li> <li>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</li> </ul>	<p>ける競争力を強化する交通インフラの整備や地方都市等における地域の特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成し得なかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p>	<p>要請に対応できるよう体制等を整備・強化した結果、130 団体において支援（人事交流による人的支援を含む）を実施するに至った。コンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生を推進し、各地域の特性を踏まえて地域の活力を高める取組を着実に実施した。</p> <p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、50 地方公共団体において安全・安心なまちづくりの支援を行い（人事交流による人的支援を含む）、東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくり支援や、東京 23 区を中心に西日本、地方都市も含む全国 19 エリアにおける密集市街地改善支援等を推進した。</li> </ul> <p>また、こうした機構の取組に対して、地権者等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた合意形成等の調整力、事業ノウハウ・公平中立性を活かした事業推進力等について、地方公共団体等から評価を受けるなど、取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・努力されている点は評価したいが、定量目標</p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異な</p>	<p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異な</p>

<p>を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進め、令和2年度に開業した東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅については、令和5年7月に拡張工事完成を迎えた。</p> <p>「虎ノ門一丁目東地区（東京都港区）」においては、地権者及び参加組合員として組合施行再開発に参画し、市街地再開発事業を推進。令和6年1月に着工した。</p> <p>また、地域活動拠点について、令和5年6月にリニューアル開業を迎えた。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、過年度から継続している駅北周辺地区と駅街区地区に加え、令和5年度に土地区画整理事業認可を迎えた西口地区を合わせた3地区について、事業を着実に推進した。</p> <p>「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、市街地再開発事業の施行者として着実に事業を推進し、令和5年8月に事業計</p>	<p>る権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、まちづくりガイドライン等の策定支援から事業・コーディネートの実施、エリアマネジメント活動や組合施行再開発への参画まで、多面的・継続的なエリアへの関与により、まちの成長を促し、民間の活発な投資を誘導している。新駅整備については、周辺のまちづくりを一体的に進めるための事業調整を担う機構が事業主体となり、交通結節機能の強化に不可欠な駅の整備を実施。新駅の開業を迎え、高度利用街区が集積するビジネス拠点へと変貌を遂げるエリアにおいて、国際競争力強化に資する交通結節機能の強化が図られている。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、スケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。隣接して施行する再開発事業、環状4号線整備、連立立体交差事業等の事業関係者と、スケジュールを密に調整して事業を推進し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p> <p>「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、特定緊急輸送道路である青山通り沿道の耐震化と、都営住宅跡地の大規模利用転</p>	<p>のコーディネート・事業実施地区数がA評価には届かないため、B評価と判断する。</p> <p>・都市再生の推進は、新橋・虎ノ門エリア、品川駅周辺エリアに見られる関係各機関との調整や中立的立ち位置を生かした将来ビジョンの策定等、機構でなければならない、課題の解決策を提示する能力、コンパクトシティの実現と地域経済の活性化等地方都市が抱える課題への支援など、いずれの面においても、機構のノウハウと貢献が生かされるべき場面であり、今後の更なる活躍に期待したい。</p>
--	--	--	--	---	---	---

				<p>画認可を迎えた。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施しており、令和6年度の先行まちびらきに向けて、事業を着実に推進している。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、鉄道各社の駅等をつなぐ公共動線の実現に不可欠な新駅ビルとその周辺の公共施設の整備が求められており、事業間の計画調整などを行い、一体的な整備を推進し、令和6年3月に新駅ビルの起工式を迎えた。</p>	<p>換を行い、青山の地域資源である文化・人材と緑を活かした「文化・流行の発信拠点」の創出が図られている。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、機構の経験・ノウハウを活かして市・鉄道事業者間の計画調整を実施し、新駅ビルと公共施設を一体で整備する計画となっている。本整備を通じて、鉄道各社の駅をつなぐ公共動線や人と公共交通優先の道路空間となる「えきまち空間」の実現に貢献し、市の重要施策である三宮周辺の再整備を推進する。</p>
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するた</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するた</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み上げるこ</p>	

<p>においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>め、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>め、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国が進める「新しいまちづくりのモデル都市」（国土交通省、内閣府）、「ウォークアブル推進都市」（国土交通省）への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完するとともに、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和5年7月には再開発事業で整備する「米百俵プレイス」が開業した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、令和5年10月には権利変換計画認可を迎えた。</p>	<p>とで、機構の認知度が向上し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等してきたことにより、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体が進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、130の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、市や地元のニーズに応じて、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することでコンパクトシティの実現に寄与するとともに、隣接街区で土地を取得し、その活用方を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や、事業区域内に位置する変電所の機能中断を伴わない直接移転・更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のり</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、取得した土地に、民間事業者が建物のリノベーションを行った宿泊施設が開設され、地元のまちづくり機運を醸成した。令和5年度には新たに土地を取得し、着実に事業を推進している。また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した社会実験を実施している。</p> <p>「沼津駅周辺地区（静岡県沼津市）」においては、沼津市と共同でヒト中心のまちづくりを実践するプロジェクト「OPEN NUMAZU」を実施し、令和5年度は、半年間にわたり公共空間に椅子や机を常設するといったまちなかの公共空間を活用するきっかけとなる社会実験を年度内に6回実施した。</p>	<p>ーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、策定支援を行った「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。</p> <p>「沼津駅周辺地区（静岡県沼津市）」においては、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」に基づいて進められているプロジェクトを支援し、沼津駅前の保有地を活用し人々にとって使いやすく高質で魅力ある、ヒト中心の駅前空間への再編、中心市街地の活性化に寄与している。</p>
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体を支援し、必要な措置があ</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、密集市街地の整備改善、防災公園整備や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では東京23区を中心に多数の地方公共団体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、地方公共団体の</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献</p>	

<p>らかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>意欲等を足掛かりとして改善に着手した。令和5年度には全国19エリア（首都圏17エリア、関西圏2エリア）にて事業を実施した。</p> <p>防災公園については、令和5年度に1地区の整備が完了をした。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中、令和5年度は徳島県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や木密エリア不燃化促進事業や従前居住者用賃貸住宅の整備といった複数の手法を活用して、区と連携したまちづくりを推進している。令和5年度には、造幣局跡地の一部に誘致した大学が開設した。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、平成30年の協力協定の締結以降、高台造成及び防災公園整備等の技術支援を継続して行っている。令和5年度は、ハード面の継続支援に加え、住民の防災意識向上につながるワークショップ等を開催した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京</p>	<p>した。</p> <p>防災公園の整備によって、安全性に課題がある地域においては避難地が整備され、地域防災力向上に寄与した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、50の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初のPark-PFIを導入した計画立案の実施や隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への取組と、サテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の取組が推進されている。機構のノウハウを活かした技術支援を行い、津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィス設置により町の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京</p>	
---	---	---	--	---	---	--



				<p>都中野区)」においては、木密エリア不燃化促進事業による機動的な土地取得や主要生活道路の整備等、地区の特性に応じた多様な施策を実施して、安全・安心まちづくりを推進した。令和5年度には、地域住民の防災に関する意識醸成につながる「弥生町ぼうさい夏市」(R5.8)を地元と連携し開催した。</p> <p>「舞鶴公園(福岡県福岡市)」においては、機構が整備した防災公園が、令和5年10月に供用開始され、事業を完了した。</p> <p>「藤枝総合運動公園(静岡県藤枝市)」においては、過去に機構が整備した大規模公園施設の改修について、設計・工事を受注している。令和5年度はサッカー場バックスタンド改修工事が完了し、令和6年1月に供用開始された。</p>	<p>都中野区)」においては、狹隘道路と木造建築物が集積しており、発災時の市街地火災等の危険性が高いため、区と協働のうえ、多様なメニューを活用した総合的な支援を行うことで、区の目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献した。</p> <p>「舞鶴公園(福岡県福岡市)」においては、防災公園の供用開始により避難場所の拡充が図られ、福岡市中心部の防災性向上に寄与した。また、本事業により、福岡高等裁判所等跡地を防災公園として整備し、裁判所等の移転先の六本松地区の市街地整備を一体的に実施することで、福岡市内の公共公益施設再編に貢献した。</p> <p>「藤枝総合運動公園(静岡県藤枝市)」においては、機構がノウハウ・マンパワーを補完し、防災機能を持つサッカー場の再整備を限られたスケジュールを遵守して実施することで、危機管理体制の強化・サッカーを核としたまちづくりの推進という市の重要施策の実現に寄与している。</p>	
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に330地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和5年度中に247地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆4,000億円規模(累計で2兆1,000億円規模)の民間建築投資を誘発し、2兆8,000億円規模(累計で4兆2,000億円規模)の経済</p>			<p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	

		波及効果を見込む。				
--	--	-----------	--	--	--	--

4. その他参考情報						
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7:都市再生・地域再生の推進 施策目標 25:都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第11条第1項第6号並びに第2項第1号及び第8号等
当該項目の重要度、難易度(困難度)	重要度:「高」 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
機構の働きかけによる啓発活動の実施回数(計画値)	50回	—	10回	10回	10回	10回	10回	予算額(百万円)	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
機構の働きかけによる啓発活動の実施回数(実績値)	—	—	27回	18回	34回	37回	45回	決算額(百万円)	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	450%	経常費用(百万円)	171,372	122,341	98,801	61,582	105,745
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 (計画値)	50団体	—	10団体	10団体	10団体	10団体	10団体	経常利益(百万円)	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18団体	13団体	14団体	13団体	13団体	行政コスト(百万円)	171,49	122,638	98,939	61,779	105,991
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	130%	従事人員数(人)	752	773	782	785	777

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</li> <li>・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。</li> <li>・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行</li> </ul>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数</li> <li>・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数</li> <li>・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。</li> <li>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 45回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 延べ379人・日</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 12回</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(2)</p> <p>評定： S</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>発災時には国からの要請に基づき地方公共団体への支援を適切かつ迅速に実施した。</p> <p>特に被害が甚大であった令和6年能登半島地震においては、中期目標期間に取り組んできた災害対応支援登録者制度の創設等の体制整備や実践的な研修・訓練の継続的な実施が発災直後からのプッシュ型での情報収集を可能とし、被災地の状況や関係機関の初動対応状況を確認することで円滑な支援開始につながった。復旧支援として、応急仮設住宅建設支援等の支援要請に対し、被災地のニーズに応じた技術・経験を保有する職員を派遣した。現地で支援を行う応援職員の派遣元の地方公共団体が定期的に入れ替わる中、機構は継続して職員派遣を行い、複数の地方公共団体から派遣される応援職員が円滑に復旧支援を進められるよう現場をマネジメントする役割を担った。その他、大雨被害への支援として埼玉県、福岡県及び富山県における住家の被害認定業務の支援を行った、秋田県秋田市において、被害認定調査のマネジメントを行うことで、罹災証明書の早期発行に大いに寄与した。被災地において、当初は国の指示を受けて支援を行っていたが、機構の被災地支援でのノウハウを活用し現場</p>	<p>評定： A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、東日本大震災の復興支援から得た教訓の機構外への継承や、自治体の個別ニーズを踏まえた災害対応力の向上等を目的として、オンライン等で積極的に発信することにより、年度計画での目標「10回」に対し、実績値「45回（達成率 450%）」であった。</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数について、オンラインも活用し継続的に地方公共団体等との関係づくりを実施したこと等により、年度計画での目標「10団体」に対し、実績値「13団体（達成率 130%）」であり、全47都道府県との関係構築が完了した。</li> </ul> <p>機構は、災害からの復旧・復興支援の推進に当たって、①災害からの復旧支援、②災害からの復興支援、③発災時の円滑な対応に向けた活動として、以下の取組を実施した。</p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時における現地情報収集のための地方整備局へのリエゾン派遣のほか、令和5年梅雨前線による大雨災害における住家の被害認定業務支援、令和6年能登半島地震における応急仮設住宅建設支援や被災宅地危険度判定広域支援等を実施するなど、延べ379人・日の職員派遣等を行った。</li> </ul> <p>② 災害からの復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年能登半島地震において、都市局リエゾンと共に被災地方公共団体に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に</li> </ul>

<p>うこと。</p>			<p>復興支援に係る啓発活動を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。</li> </ul>		<p>の状況に応じた積極的かつ自発的な支援を提供できる段階までになったことも、質的にも大いに向上した点である。令和6年能登半島地震における復興支援において、都市局リエゾンと共に被災した7市町の復興に係る意向確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等の復興まちづくり計画策定支援を開始した。各種支援のため、令和5年度において1年間で過去4年間で大きく上回る延べ379人・日の職員を派遣し、被災者の生活再建支援等に大きく貢献した。</p> <p>平時においては、地方公共団体と顔の見える関係づくりに積極的に取り組むことで、令和5年度の計画値を上回る13県（達成率130%）と新たに関係を構築し、機構の団地や事業地区の有無に関わらず全ての都道府県と復旧・復興に資する関係構築が完了した。関係構築済団体に対しては、積極的かつ継続的な意見交換を通じ、災害対応に係る体制や人材育成等に関する課題把握に努めたほか、現地派遣の経験がある機構ならではの啓発活動を通じて関係の深化を図った。啓発活動においては、近年の災害の頻発化を踏まえ、被災経験の少ない地方公共団体においても防災意識が高まる中で、全国的な組織である機構が取り組むまちづくりや災害対応支援の経験・知見の提供希望も多く、計画値を大幅に上回る45回（達成率450%）の研修・啓発活動を実施した。研修については、これまで機構が培った平時から</p>	<p>係る情報収集を行い、被災市町の意向の確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災集団移転促進事業の受委託契約を締結した大洗町に対して、まちづくりや事業推進に向けたアドバイス、計画立案支援等を継続して実施している。</li> </ul> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時から復興までの知見やノウハウをまとめた研修を「防災研修プログラム」としてパッケージ化するとともに、地方公共団体等のニーズに応じて提供し、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与した。</li> <li>人材育成・ノウハウ継承として、機構職員に対する訓練・研修等を12回実施した。特に、東日本大震災の復興支援から得られた教訓やノウハウの継承を目的とした社内研修を強化した。</li> </ul> <p>また、こうした機構の取組について、イベントや自治体の研修において講義・講演を実施し、具体的経験を踏まえた説明が参加者から評価されるなど、災害からの復旧・復興支援に係る取組の効果が認められる。一方で、量的・質的に顕著な成果が得られているとまでは認められない。</p> <p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者1名が「S」評定、4名が「A」評定が妥当であるとの意見であっ</p>
-------------	--	--	---	--	--	--

					<p>復興までの各フェーズにおける知見やノウハウに加え、流域治水に係る知見など近年の豪雨災害などの新たな社会課題に対応するメニューを組み込み「UR防災研修プログラム」としてパッケージ化した。同プログラムは地方公共団体等のニーズを踏まえ、これまでの災害対応や復興の現場での経験を基に、応急・復旧・復興の各フェーズを見据えて平時にどのように備えておくべきかについて、機構独自の視点を随所に盛り込んで解説したものであり、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与するとともに、被災経験の少ない地方公共団体へのノウハウ提供ツールとしても非常に高い評価を得ており、研修内容の質も向上しているといえる。</p> <p>以上により、関係構築及び啓発活動について定量目標を大幅に達成したことはもちろん、さらに、被災地での経験等を反映させた実践的な研修・訓練等を継続的に実施するなど、機構の災害対応に向けた体制強化を積み重ねてきた結果、令和6年能登半島地震において、復興支援も見据えた迅速かつ幅広い支援に繋がるなど、機構の災害対応が質的に大きく向上していることを総合して勘案し、S評価とした。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p>	<p>た。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値に対して実績値が高いため達成率は高くなっているが、この数値は著しく高く評価すべきものではなく、過年度の評価設定からも、A評価で設定することはやむを得ないかと考える。</li> <li>・啓発活動において研修プログラムとしてパッケージ化した点、自治体職員向けに研修を行っている点も評価できる。令和4年度に作成したケースメソッド方式の演習研修が1回のみである点は惜まれる。各研修において、正解のない課題に対して参加者が考え、対話し、振り返り、気づく、この要素をどう組み込んでいくかが重要と思われる。第5期中期目標での展開を期待したい。</li> <li>・啓発活動について、目標値の10回に対して実績値45回は素晴らしい実績であり、また能登半島地震の初期対応についても高く評価すべき点はあるものの、質的に期待を上回る顕著な実績があるとまでは言い難く、S評価ではなくA評価と判断する。</li> <li>・災害からの復旧・復興支援や発災時の円滑な対応に向けた活動やそのための関係構築は、定量的指標を大きく上回り、中でも能登半島地震においては初期の迅速な対応が評価される。</li> <li>・平時より、地方公共団体等との復旧・復興に資する関係構築や、「防災研修プログラム」のパッケージ化に取り組んでいる点について、高く評価したい。</li> </ul>
	<p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設</p>	<p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設</p>		<p>① 災害からの復旧支援 令和5年梅雨前線等による大雨や令和6年能登半島地震において、職員延べ379人・日の支援を実施した。 具体的内容としては、住家の被</p>	<p>① 災害からの復旧支援 豪雨や地震の発災前又は直後から、国・地方整備局へのメール連絡やリエゾン派遣による情報収集を迅速に実施した。 令和5年梅雨前線による大雨</p>	

	<p>住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>住宅建設支援要員の派遣、住家の被害認定調査等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>		<p>害認定業務支援（埼玉県、富山県、福岡県、秋田県秋田市、石川県。職員延べ71人・日）、応急仮設住宅建設支援（石川県。職員延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市。職員延べ21人・日）を実施したほか、令和6年能登半島地震においては、被災者に向けて、UR賃貸住宅の提供を行った。また、上記の災害を含めて、速やかな初動体制を敷けるよう国や地方整備局に対する情報収集を12回行った。</p>	<p>等における住家の被害認定業務支援においては、埼玉県、富山県、福岡県内の市町村に向けた説明会において概要・留意点・調査方法等についての講義を実施したほか、住家被害が5,000棟を越え調査に時間を要していた秋田県秋田市へは、内閣府と調整の上、これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、被害認定調査の効率化に係る助言等の支援を実施し、調査期間の短縮に大きく貢献した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、発災日の元日から国等と連絡を取り合い、迅速に初動体制を構築した。1月4日にはURリエゾンとして職員2名を北陸地方整備局へ派遣、1月5日には被災宅地危険度判定に係る国土交通省都市局リエゾンとして職員1名を石川県庁に派遣するなどし、情報収集を行った。1月15日から、国土交通省住宅局の要請に基づき職員3名を石川県庁へ派遣（適時交代）し、仮設住宅建設に係る仕様・発注金額・用地の確認や、縄張り検査、完成検査といった支援を実施した。1月17日からは、内閣府の要請に基づき、職員2名を石川県庁へ派遣（適時交代）し、県内市町村ごとの住家の被害認定調査の進捗管理や個別質疑への対応を実施した。2月12日からは、国土交通省の要請に基づき、石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市における被災宅地危険度判定広域支援として、対象地区の割振りなど調査の進捗管理を実施した。</p> <p>また、被災者に向けて、生活支</p>	
--	---	---	--	---	--	--

					援アドバイザーを配置したUR賃貸住宅300戸を用意し、うち9戸が契約に至った。
	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネーター等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネーター等積極的な支援を行う。</p>		<p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和6年能登半島地震においては、首相官邸から「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」が公表され、復興まちづくりにおいて国・機構の支援体制確保が明記されたことも鑑み、国土交通省の要請に基づき、同省都市局リエゾンと共に被災地方公共団体（石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町）に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集を実施している（職員延べ35人・日）。また、被災市町に対し、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案や、復興まちづくりにかかる支援実績に基づく事例紹介等を実施するとともに石川県金沢市に現地事務所の設置準備を推進した。（令和6年4月16日開所）</p> <p>令和3年度に流域治水関連法の整備及び防集法と機構法が改正されたことで、機構は防災集団移転促進事業地方公共団体からの委託による支援が可能となり、江の川水系においては、河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とする覚書を交換した江の川流域治水推進室に対して、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」に基づく地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施し、令和5年12月に同マスタープラ</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和6年能登半島地震においては、国土交通省の要請に基づき、同省都市局リエゾンと共に被災地方公共団体に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集を行い、被災市町の意向の確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等を実施するとともに、石川県金沢市に現地事務所の設置準備を進め、被災地に寄り添う体制確保を推進した。</p> <p>茨城県大洗町とは、令和5年2月に機構法改正後初となる防災集団移転促進事業に係る受委託契約を締結した後、同町の事業推進に向けた支援を継続している。また、河川整備とまちづくりの一体的推進についての課題や提案等を水管理・国土保全局及び都市局に情報共有した。都市局に対しては、防災集団移転促進事業の活用及び制度改正に向けた状況や課題共有を実施し、令和5年度の防災集団移転促進事業に係る補助上限額の撤廃に繋がった。</p>



				<p>ン【第2版】が公表された。また、同事業の相談対応により、茨城県大洗町（那珂川水系湊沼川）と、令和5年2月に防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、令和5年度においても、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画策定に関する大臣同意に向けた支援を継続している。大洗町への支援の評判から、同水系の常陸河川国道事務所が主催するワークショップにおいてアドバイザーとして参加依頼を受け、知見の共有を図った。</p> <p>また、これまでの防災集団移転促進事業に係る相談対応等で得た知見を、水管理・国土保全局主催の「治水とまちづくり連携会議」や全国地方整備局にて定期開催される「全国都市防災・都市災害主管課長会議」等において説明するなどして、状況や課題を国に対しても適宜共有した。</p>		
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジ</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、災害復旧工事マネジメント業務を含む</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>発災に備えた社内訓練については、本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練等への参画や、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練等計を4回実施した。また、人材育成やノウハウの蓄積・継承については、災害時に派遣する要員育成のための研修や、特定の災害や事業で得られたノウハウの継承を目的とした研修を計8回実施した。具体的には、出水期前に実施した住家の被害認定業務研修等の災害対</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>計8回の研修の実施を通じて、復旧・復興支援に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積・継承を図るとともに、計4回の社内訓練の実施を通して、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。なお、災害発生の都度、研修内容や訓練の対象部署についても見直しを行い、次なる災害に備えることで、令和6年能登半島地震の際の迅速な初動対応へ繋がった。</p> <p>また、発災に備えた研修以外にも、災害対応全般に関する基礎研修や職位別研修、部門別研修において災害対応支援業務に係る説明を実施するなど、全職員の意識</p>	

	<p>メント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を 50 回実施することに加え、50 団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を 10 回実施することに加え、10 団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>応支援登録者の確保を目的とした研修や、近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修、復興事業・災害対応に係るノウハウ継承を目的とした復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修等を実施した。</p> <p>研修・啓発活動については、平時から復興までの各フェーズに応じた研修メニューを体系化するとともに、関係構築した地方公共団体へのヒアリングの中でニーズが高い流域治水に関するメニューや演習形式の研修を組み込み「UR防災研修プログラム」としてパッケージ化し、地方公共団体等のニーズに応じて提供を開始した。特に、これまで内閣府作成資料に基づく講義や演習を実施してきた住家の被害認定業務マネジメント研修においては、令和5年度から、過年度の調査計画策定支援や、調査の効率化に向けた支援で得られた教訓を取りまとめた独自資料を作成し、受講先のニーズに応じて構成を変更可能なオーダーメイド型の研修へ内容を強化した。加えて、令和4年度に続き2回目の開催となる機構主催の「UR防災セミナー」は、関係構築先や、UR防災専門家、その他イベントでの豊富な人脈を基に、発災後の時間軸に焦点を当てた内容とし、専門分野の異なる6名の有識者によるパネルディスカッション形式とし、748人が参加した。その他、国や地方公共団体が主催するイベントやセミナーへの登壇、国土交通省が主催する「関東大震災100年シンポジウム」への協力を実施した。その結果、数値目標を大きく</p>	<p>醸成にも取り組んだ。</p> <p>啓発活動は、関係構築先への積極的な働きかけや提供する研修の評判向上により、45回（計画値対比450%）実施し、地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>令和5年度は平時から復興までの各フェーズに応じた研修メニューを体系化し「UR防災研修プログラム」として提供を開始した。特に、住家の被害認定業務マネジメント研修においては受講先のニーズに合わせオーダーメイド型研修とすることで好評を得た。また、東日本大震災の復興現場で実際に生じた重大局面を演習課題として設定し、実践対応力の養成を図る「復興まちづくりケースメソッド演習」においては、「公共施設の災害復旧事業における優先順位の判断（仮称）」をテーマとした新たなケースを作成中であり、令和6年度から正式に地方公共団体等へ提供する見込み。</p> <p>また、令和4年度に引き続き2回目の開催となる「UR防災セミナー」については、発災後の時間軸に焦点を当て、専門分野の異なる6名の有識者によるパネルディスカッション形式とし、様々な視点からの経験談をわかりやすく伝えたことで、地方公共団体職員のほかに学生や民間企業といった一般の参加者も多く獲得し、セミナー後のアンケートでは参加者748名のうち9割以上が「満足」と回答し、「さまざまな立場の話が聞けて良かった」「ぜひ継続して開催してほしい」と好評を得</p>
--	--	---	--	---	--

				<p>上回る計45回の研修・啓発活動の実施に至った。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都道府県等を皮切りに関係を構築してきたが、機構の積極的な働きかけにより、令和5年度に計画値の10団体を上回る13道県と新たに発災時の連絡体制を構築し、全都道府県との関係構築が完了した。また、平時においても相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施することで、各団体の災害対応に係るニーズや課題を把握し、それらに対応する研修や啓発活動の実施につながった。</p> <p>上記以外にも、東京都が市区町村職員を対象として実施した「水害」「震災」による複合災害を想定した「都市復興訓練」においては、令和3年度より継続的にファシリテーター及び事務局として訓練の企画・運営をサポートしており、令和5年度は自治体ごとの復興方針案作成を課題設定するなどにより実践的な復興訓練となるよう支援を行ったほか、三重県が復興まちづくりの事前準備の機運醸成と対応力向上を図るため、市町村職員を対象として実施した研修において、津波被災地における復興計画の作成や住民との合意形成の知見を活かし、運営をサポートした。</p> <p>国立研究法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」という。）とは、災害に強い社会の実現に貢献することを目指した連携を継続している。具体的には、災</p>	<p>た。</p> <p>関係構築については、令和5年度は13道県（計画値対比130%）と新たに関係を構築し、全都道府県との関係構築が完了した。さらに、既に関係を構築した団体の防災や災害対応に係る課題及びニーズ把握によりUR防災研修プログラムの積極的な提供や研修内容の強化に繋がった。</p> <p>上記に加え、東京都が主催する都市復興訓練において、機構の震災復興事業で培った知見を活かし、実践的な訓練となるよう企画・運営のサポートをしており、令和5年度は前年度を上回る24区市の職員90名が参加し、災害対応力向上に貢献した。本訓練について、東京都から運営支援に対するお礼状を受領した。</p> <p>地方整備局に対しては、各地方整備局が主催する情報交換会等の会議体や訓練への参画、関東地方整備局と連携した関東防災連絡会における講義の実施や北陸地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結等により連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究については、内閣府が実施している調査と連携しながら、横断的な支援（パッケージ支援）の仕組みづくりへの貢献を目指し、調査から生</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究において、官民連携に関する現状・課題の把握と応援受援体制のあり方について、検討を実施した。	活再建に至るまで一貫通貫型の研修を新たに開発し、令和6年度上期に試行的に提供する見込み。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 2 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 4 3 : 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第 2 項第 10 号等
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	難易度: 「高」 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 (計画値)	10 件	—	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	予算額 (百万円)	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 (実績値)	—	—	2 件	3 件	2 件	2 件	5 件	決算額 (百万円)	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	250%	経常費用 (百万円)	171,372	122,341	98,801	61,582	105,745
								経常利益 (百万円)	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
								行政コスト (百万円)	171,49	122,638	98,939	61,779	105,991
								従事人員数 (人)	34	39	43	42	41

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額: セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益: セグメント別に記載。③従事人員数: 年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 5件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数 81件</li> </ul> <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を効果的に進めるため、国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進めた。海外のカウンターパートに対しては、各プロジェクトの事業進展の段階に応じた調査検討や計画策定等の支援を着実に行った。</p> <p>その結果、海外のカウンターパートと関係構築が順調に進展し、①インドネシア・ヌサンタラ新首都庁との「首都移転計画にかかる覚書」、②タイの大手民間企業との「新インターチェンジ周辺スマートシティ開発にかかる覚書」、③インドネシア・ジャカルタ都市高速鉄道公社（以下「MRTJ」という。）との「地下鉄駅周辺における公共交通指向型開発（以下「TOD」という。）にかかる覚書」、④ウクライナ・復興インフラ開発庁との「復興まちづくりにかかる覚書」、⑤オーストラリア・ビクトリア州政府との「メルボルン都市圏等の都市開発にかかる覚書」の計5件の海外の都市開発事業等に</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(3)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>海外の都市開発等、とりわけ政府等の公的機関が関わる都市開発への我が国事業者の参入促進を目的として、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援業務を行っており、各国の多様なニーズに応じた支援を進めてきたほか、新たな関係構築や相手国機関との連携構築に向けて先方の公的機関等と協議を重ねた。</p> <p>オーストラリアの西シドニー地区、タイのバンスー地区、インドネシアのタナアバン地区では、現地での事業化検討支援とともに、官民プラットフォームや各種セミナー等を通じた日本企業の参入に向けた情報提供といった支援を継続することで、相手国における機構の認知度が向上した。その結果、技術協力と日本企業の参入を期待され、ビクトリア州政府、タイ大手民間企業、MRTJとの新たな関係構築が進み覚書交換につながり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向けた環境整備段階へ進捗している。</p> <p>また、ヌサンタラ新首都庁、復興インフラ開発庁では、いずれも国家的な事業等として、機構の持つ幅広い都市開発及び復興まちづくりの知見を活かした支援及び日本企業の進出を求められており、覚書交換に至った。</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間事業者等との間で締結した協定・覚書の件数について、新たな関係構築や相手国機関との連携構築に向けて先方の公的機関等と協議を重ね、年度計画での目標「2件」に対し、実績値「5件（達成率250%）」であった。</li> <li>・機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、以下の取組を実施した。</li> <li>・タイの民間企業及び日本の民間企業と3者で新IC周辺の大規模開発に係る協力関係構築を目的とした覚書を交換し、具体的な技術支援内容について協議を重ね、タイの民間企業から基本計画等作成業務を有償にて受託した。</li> <li>・官民プラットフォーム（J-CODE）において、在外大使館国土交通省アタッシェによる情報共有セミナーやベトナムでの現地不動産協会との国民マッチングなど、日本企業の海外進出に向けた情報提供を31回実施した。</li> <li>・JOINとは、日本企業の海外インフラ市場への参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、機構が持つ住宅・都市開発事業の知見とJOINが行う日本企業に対する共同出資による支援を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協力を進めた。</li> <li>・海外展開支援に係る研修・視察を81件受け入れるなど、官民プラットフォームの活性化や各種セミナー等を通して相手国との関係構築や機構の都市開発実績・知見を共有し、相手</li> </ul>

		<p>の協定・覚書を締結する。特に、官民プラットフォーム(J-CODE)の活動強化や独立行政法人国際協力機構(JICA)及び株式会社海外交通・都市開発支援機構(JOIN)との連携強化により、案件形成につなげる。</p>		<p>関する覚書を交換した。</p> <p>また、官民プラットフォーム等を活用して、日本企業の進出に向けたセミナーや意見交換等による情報共有を進め、海外参入支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州政府と平成30年に交換した覚書に基づき、西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画(以下「西シドニー地区」という。)を対象に、計画調整を担う州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社(以下「WPCA」という。)に対して支援をしてきた。</p> <p>令和5年度は、令和5年3月に西シドニー地区への事業参画に関心を持つ日本企業を集めて組成した「西シドニー開発情報連絡会」により、セミナー等による情報提供を8回実施した。令和4年度に引き続き令和5年9月にWPCAと協同で開催したシドニー現地セミナー及びネットワークイベントでは、開発に関する情報提供に加え、日本企業と豪州企業のネットワークングを実施した。このネットワークイベントには日本企業16社36名、オーストラリア企業14社27名が参加し、当開発に対する両国の関係を深化させ、令和6年度の先行開発エリア内の初期開発区画の公募に向け、日本企業の進出検討を後押しした。</p> <p>また、令和6年3月にビクトリア州政府と州における都市開発に係る協力関係構築を目的とし</p>	<p>この結果、計画値の2件を大きく上回り、単年度としてこれまでで最も多い5件の覚書を交換した。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>オーストラリアの西シドニー地区は、計画を進めるニューサウスウェールズ州政府から、機構の持つ大規模都市開発の知見提供及び日本企業誘致を期待されて支援を開始したものであり、州政府からの期待に応えるべく支援を進めている。「西シドニー開発情報連絡会」は、当事業への参画に興味を持つ日本企業64者(R6.3時点)が参加し、WPCAによるマスタープラン説明会など、西シドニー開発に関する最新の情報提供を行った。令和5年9月に開催したシドニー現地セミナー及びネットワークイベントでは、日本企業16社36名、オーストラリア企業14社27名が参加し、延べ88回の日豪企業の個別面談が実施されたことにより、日本企業の当開発への関心を高めるとともに、オーストラリア企業からの日本企業との連携に対する期待にもつながった。これらの連絡会の活動を通して、令和6年度の先行街区の公募に向けて、当該事業における日本企業の進出が期待できる。</p> <p>ビクトリア州政府との覚書については、先方が機構のTOD等の実績に関心を持ったことを契機</p>	<p>国に対し日本企業の参入への期待を高めた。</p> <p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していること、官民プラットフォームの活動や現地セミナーにより、日本企業の参入に向けた環境整備が進められていること、JOINとの覚書の交換等、他機関との関係を強化し、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者1名が「A」評定、4名が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締結された覚書数としては著しいものがあるが、海外の都市開発ないし社会資本事業への国内企業の参画は難易度の高い事業であり、徐々に進捗しているものの現状では、所期の目標を達成しているとは認められるが、今一步の感がある。</li> <li>・定量目標については年度目標の件数も少ないため、達成率は250%となっているが、この率は参考値にとどめて評価することが妥当である。</li> <li>・協定の締結実績は5件であるものの、ウクライナを除いては、これまで締結の実績のある国とであり、過去の実績の上を実現したものと考えるとその分は差し引いて評価すべきであろう。</li> <li>・平成30年に始まった事業であり、年々その業務を拡大させてきたが、令和5年度は、各地の現地での活動に加え、例えばインドネシア、オーストラリアなどで、更なる横展開の見られた年であったと理解する。具体的な成果が見られていないという評価も理解しないではないが、この先の事業年度において、各国へ</li> </ul>
--	--	---	--	--	---	--

				<p>た覚書を交換し、メルボルン市域の鉄道網の整備を契機とした再開発について、機構の知見を活かした技術的支援及び日系企業の参画支援について合意した。</p> <p>タイについては、国交省・タイ運輸省・タイ国鉄との間で令和2年度に交換した協力覚書に基づき、クルンテープ・アピワット中央駅周辺地区（以下「バンサー地区」という。）での大規模都市開発の基本計画策定支援を進めている。令和5年度は、日本におけるTODの事例視察案内及び意見交換を実施したほか、インフラ計画、開発ガイドライン、公募資料の作成等を支援するアドバイザー契約の締結に向けた協議を進めた。</p> <p>また、令和5年6月にタイの大手民間企業及び日本の民間企業と3者で、タイ国内で手掛けるスマートシティ開発（約1,000ha）のうち新インターチェンジ周辺地区約100haの大規模開発に係る協力関係構築を目的とした覚書を交換し、具体的な技術支援内容について協議を重ね、令和6年1月に当地区の基本構想及び基本計画作成業務の受託契約を締結した。</p>	<p>として、機構のシドニー事務所が機構や日本の知見をさらに紹介した結果によるもので、日本及び機構の知見を今後の開発に活かすことができる重要な覚書の交換である。</p> <p>タイのバンサー地区は、バンコクの大交通結節点に相応しいスマートシティの実現を目指すタイ政府の意向により、タイ運輸省及び事業主体のタイ国鉄からの要請を受けて検討を進めているもので、タイの国家プロジェクトとして社会的意義の高い事業であることから、国土交通省やJICAなどの日本政府関係機関と緊密に連携しながら検討を進めている。令和5年度は、事例視察案内等を通して、令和4年度に先方に提案した開発ビジョン等の実現に向けた理解の深化を図った。また、アドバイザー契約に向け、タイ財務省との協議や随意契約等の詳細な協議を重ね、令和6年度の契約締結とスマートシティ開発に向けた道筋を付けた。</p> <p>タイの大手民間企業との覚書については、機構が行った商業、住宅、公共空間が調和した大規模開発の視察を通じて機構に関心を持ったことで、関係構築につながった。海外の民間企業との関係構築の実現は、事業性が強く求められる民間事業者の計画に対しても、機構のノウハウ・技術力が有用であることを示した。覚書に基づき、相手側へのまちづくりコンセプトワードの提案や意見交換を行い、商習慣が異なる中で契約内容の協議を重ね、信頼を得たことで、基本構想及び基本計画作</p>	<p>の更なる種まきとその具体的な成果に期待しつつ、平成30年から始めた海外支援業務において新たな横展開が見られた点で、一里塚として、今年度は、A評価としてもよいのではないかと料する。</p>
--	--	--	--	--	--	--



				<p>インドネシアについては、令和3年度にジャカルタ首都圏交通統合公社（以下「MITJ」という。）との間で交換した覚書に基づき、タナアバン地区のTODプロジェクトにおいて、事業の実現性や日本企業参画機会の創出を踏まえた検討を共同で実施した。また、令和5年6月には海外エコシティプロジェクト協議会（以下「J-CODE」という。）会員企業に当地区の案件紹介セミナーを開催し、18社36名が参加したほか、興味を持つ日本企業へ個別説明を実施し、参画に向けた企業の発掘を行った。令和5年8月にMITJによる同地区の公募が開始され、機構はJ-CODE会員企業を中心に日本企業50社に公募情報の提供を行った。公募の結果、インドネシアの民間企業が落札した。同覚書については、令和6年1月に、機構を日本企業の窓口とすること、案件の具体化時に日本企業の投資を前提としたアドバイザリー業務の実施を新たに位置付けた上で、2年間協力期間を延長することで覚書を更新し、引き続きTOD案件組成を共同で進めることで合意した。</p> <p>また、MITJへの支援の評判が広まったことで、令和5年7月に</p>	<p>成業務の受託を実現させた。本受託契約は、海外インフラ展開法施行後に海外の民間企業から都市開発の計画策定業務を受託した初の事例であり、また、成長著しく日本企業の進出意欲が高い東南アジアでの初の受託事例でもある。</p> <p>インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の交通渋滞が大きな社会課題となっており、MITJとのTODの推進は社会課題解決に向けた大きな役割を担っている。そのような背景の中、令和3年度から検討を進めてきたタナアバン地区では日本企業の参画実現には繋がらなかったものの、高い関心を示した日本企業もあり、機構が事業の実現性を踏まえた技術支援を行った結果として現地の民間企業が落札し、TOD実現に向けて大きく進展した。信頼関係を着実に積み重ねた結果、機構の技術支援がMITJ側から高く評価され、令和6年1月の覚書更新の際に、これまでの関係を強化し、MITJが関与するプロジェクトの開発計画段階から機構が関与するとともに、機構が日本企業参画の一元的な窓口の役割として位置づけられたことは、特筆すべき成果と言える。</p> <p>MRTJとの覚書については、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺に</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>は、ジャカルタ首都特別州が保有する MRTJ との間で、TOD 分野における協力関係構築を目的とした覚書を交換し、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺における TOD プロジェクトの具体化及び日本企業参画機会創出に向けた検討を進めることで合意した。</p> <p>その他、令和5年5月には、インドネシアのヌサンタラ新首都庁と、インドネシア政府が進めている東カリマンタン州への首都移転計画に関し、情報交換及び意見交換することを主な目的とした覚書を交換し、都市開発分野における公的機関との協力関係を強化した。</p> <p>令和6年2月にウクライナの復興インフラ開発庁と、復興まちづくりの推進及び協力に係る覚書を交換し、東日本大震災からの復興まちづくり等に関する知見の提供などを通じ、復興に向けた取組へ協力することで合意した。</p> <p>中国については、平成29年度に中国建設科技集団と交換した覚書に基づき、既存住宅改修モデルプロジェクトへの技術支援及び日本企業参画支援を実施した。令和5年12月に同覚書を更新し、技術支援を継続することで合意した。</p> <p>その他、新規の関係構築として、ベトナムについては令和5年5月にホーチミン市ワークショップにおいて TOD に関する講演を実施し、同市から TOD への支援依頼を受けパイロットプロジェクト</p>	<p>における TOD の計画策定を支援するものであり、ジャカルタ市内の交通渋滞等の社会課題解決と、日本企業の参画機会の創出につながるものとして、相手側が大いに期待している。</p> <p>インドネシアのヌサンタラ新首都庁、ウクライナの復興インフラ開発庁の2件の覚書については、いずれも国家的な事業等として、機構の持つ幅広い都市開発の知見を活かした支援及び日本企業の進出を求められているものである。インドネシア新首都及びウクライナはいずれも政策的意義が非常に高く、かつ機構が持つ唯一無二の知見を活用できることから、高く評価できる覚書交換である。</p> <p>中国建設科技集団の案件については、住宅改修に係る現地ショールームへの日本技術の展示について、日本企業への意向確認及び取次ぎを実施し、日本企業の進出支援につなげるなどの成果を得たことで、引き続き支援要請があり、覚書の更新につながった。</p> <p>新規の関係構築として、ベトナムのホーチミン市における日本の TOD に関する講演は現地の関心も高くメディアにも取り上げられたことで、講演をきっかけとした関係構築を実現させ、ベトナム</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>ト検討を開始、令和6年3月に同プロジェクトに関する提案を実施した。</p> <p>インドについては、ムンバイ港湾公社と都市開発の分野における連携について協議を進めているほか、令和6年3月に独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）発注によるムンバイメトロ11号線建設事業準備調査について、民間事業者からの要請に基づき、民間事業者4者との共同企業体を組成して応募し、契約相手方に選定された。</p> <p>このほか、機構が事務局を務める官民プラットフォームのJ-CODEでは、令和4年度に作成した改革アクションプランに基づき、「J-CODE 案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、在外大使館国土交通省アタッシェによる情報共有セミナーを4回開催したほか、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構（以下「JOIN」という。）、公共団体等約80名が集まる全体交流会を2回開催した。また、ホームミン不動産協会との民民マッチングセミナーを4回開催し、日本企業の参画を求めるベトナム側企業6社の案件を紹介するなど、日本企業の海外進出に向けた情報提供を31回実施し、積極的に支援を行った。さらに、J-CODEのホームページ及びリーフレットをリニューアルし、日本語、英語、ベトナム語、タイ語、</p>	<p>における案件形成に向けた足掛かりを得た。</p> <p>インドのムンバイの案件については、社会課題となっているムンバイの交通渋滞の解決に大きく寄与するとともに、日本企業の高い進出意欲を後押しするものであり、大変重要な業務の受託である。</p> <p>官民プラットフォームのJ-CODEでは、昨年度より引き続き「改革アクションプラン」を実行し、会員企業へのきめ細かな意見交換等を通じた会員企業の要望の汲み上げにより、官民連携のプラットフォームの効果が最大限発揮され、日本企業の海外進出に繋げるための役割が強化された。また、情報発信機能の強化は、新規会員企業の加入や新規案件形成につながるものと期待できる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>インドネシア語に対応させ、情報発信を強化した。</p> <p>JICA とは、令和3年度に交換した覚書に基づき、日本型 TOD の海外展開に向けた共同検討や、JICA が行う川上段階でのマスタープラン策定などを日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。また、JICA が行う ODA による TOD プロジェクトについて、J-CODE 会員企業へセミナー等を通して情報提供を行うなど、案件形成に向けた連携を推進した。</p> <p>また、令和4年度から引き続きインドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地へ渡航して民間事業者と連携及び役割分担しながら計画策定支援を推進した。</p> <p>なお、機構は昭和54年度から JICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、令和5年度はインドネシアとタイに職員を派遣している。</p> <p>JOIN とは、令和5年5月に日本企業の海外インフラ市場への参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、機構が持つ住宅・都市開発事業の知見と JOIN が行う日本企業に対する共同出資による支援を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協力を進めた。</p>	<p>JICA との連携については、JICA の ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援など、JICA が行う川上段階での案件に事業者としての機構の知見を反映させて日本企業に共有を図ることで、日本企業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトへ参画については、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見を提供し、民間事業者と相互補完しつつ業務を効率的に推進した。</p> <p>JICA 長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。</p> <p>JOIN との連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力をを行い案件形成することで、JOIN による出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。JOIN との覚書交換により、過年度から連携している JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援に、機構の持つ住宅・都市開発の知見を組み合わせ、さらに JOIN の日本企業に対する共同出資による支援と組み合わせることにより、日本企業に対する「川上から川下まで」切れ目のない支</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>人的支援に関しては、前述の JICA 長期専門家のほか、JICA 本部や JOIN 等への職員派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、派遣先で得た知識と経験を職員間で共有するため、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。</p> <p>機構の海外展開支援に関係する研修・視察について、令和5年度は77の国と地域に対して81回受け入れた。</p> <p>研修・視察のうち、海外へ向けた国際会議やセミナー等における講演・出展等を22回実施した。海外で開催された国際会議やセミナー等での講演に加え、海外の要人が訪日する G7 都市大臣会合や日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合などの国際会議等の機会を活用し、知見を提供した。</p> <p>上記のほか、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの研修・視察の受入れを59回実施し、約850人を案内した。海外の政府機関や事業者等のカウンターパートへの事例紹介のほか、令和6年2月のカンボジア副首相へのみなとみらい地区及びヌーヴェル赤羽台・URまちとくらしのミュージアム案内など、訪日した各国の要人に対する視察案内も積極的に実施した。</p> <p>このうち、JICA 等が実施する開発途上国の技術者等を対象とした研修プログラムでの講義を22回実施し、273人が受講した。座学や現場での講義を通じ、TOD 事業や密集市街地の整備改善事業</p>	<p>援の枠組みを構築した。</p> <p>人的支援については、各機関へ職員を派遣することで、機構の都市開発等にかかる知見やノウハウの共有と、機構の認知度向上につながった。人材育成面についても、派遣先で得た知識と経験の共有により、海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のノウハウが蓄積し、組織力向上につながった。</p> <p>海外へ向けた国際会議やセミナー等での講演・出展については、海外の国際会議等へ招聘される機会が増加し、講演をきっかけとした新たな関係構築に繋がるなどの成果につながっている。ベトナムのホーチミン市における日本のTOD開発に関する講演は現地メディアにも取り上げられ、TOD への関心の高さを示すとともに、講演をきっかけにホーチミン市からTODへの支援を依頼されるなど、新たな関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりにもなっている。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートに現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、タイやインドネシアなど、各国との関係構築や計画推進に大きく役立てることができた。また、JICA の研修プログラムは様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に貢献している。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>など、開発途上国が直面している都市課題についての機構や日本の知見を提供した。</p> <p>令和5年2月に発生したトルコ・シリア地震への対応として、令和5年10月にJICAによるトルコ復興計画支援・調査団の一員として2名の職員を被災地のカフラムンマラシュ市に派遣した。現地では阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興の取組についての講演や、建築家協会との意見交換、市職員及び現地学生とのワークショップ等を実施した。</p> <p>また、令和6年2月には、JICAのウクライナ緊急復興・復旧プロジェクトにより訪日した地方・国土・インフラ開発省や復興インフラ開発庁、各都市の市長などからなる視察団に、機構による東日本大震災などでの復興まちづくり支援についての説明を実施した。</p> <p>これらの海外展開支援に関係する講演・出展や視察・研修の受入れにより、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信した。</p>	<p>トルコやウクライナへの復興支援では、機構が東日本大震災等の支援を通じて培った復興まちづくりの知見に期待を寄せられており、被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進          施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現          施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標7：都市再生・地域再生の推進          施策目標25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>&lt; I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 &gt;          住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を令和7年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。</p> <p>&lt; I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 &gt;          住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>&lt; I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 &gt;          地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。</p> <p>&lt; I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 &gt;          UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。</p> <p>&lt; I-2-3 UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 &gt;          今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和5年度）5-①、5-③</p> <p>行政事業レビューシート番号 0006、0108、0109</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
						<p>「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」</p> <p>※細分化した項目（1）～（3）の評価の算術平均により算定  <math>(A 4点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 1項目) \div (3項目 + 2項目) = 3.4点</math>            ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。            ※算定に当たっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備について            令和5年度における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成が着実に進むとともに、一層の施策推進が期待されることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進について            令和5年度における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p>（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について            令和5年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コアの賃貸事業は民間との競争を避けた国の住宅政策の一翼を担う大切な事業であり、リノベーションの推進や新たなコミュニティの形成に資する等の創意工夫を凝らした事業展開を図る有意な事業である。</li> <li>・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。</li> </ul>	評価	B
評価	B							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を令和 7 年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。  難易度：「高」 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和 5 年度）5-① 行政事業レビューシート番号 0006

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
医療福祉拠点化団地の形成 (計画値)	71 団地 (累計 120 団地程度)	—	20 団地 (累計 69 団 地)	16 団地 (累計 100 団地)	5 団地 (累計 117 団地)	8 団地 (累計 128 団地)	6 団地 (累計 139 団地)	予算額 (百万円)	459,519	486,713	488,101	506,727	505,191
医療福祉拠点化団地の形成 (実績値)	—	—	35 団地 (累計 84 団地)	28 団地 (累計 112 団地)	8 団地 (累計 120 団地)	13 団地 (累計 133 団地)	10 団地 (累計 143 団地)	決算額 (百万円)	445,711	459,748	464,914	471,585	476,259
達成率	—	—	175%	175%	160%	163%	167%	経常費用 (百万円)	568,809	575,730	584,227	554,762	554,998
								経常利益 (百万円)	76,549	74,358	87,167	104,646	102,206
								行政コスト (百万円)	632,684	663,696	679,799	669,599	674,689
								従事人員数 (人)	1,592	1,643	1,678	1,703	1,709

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</b></p> <p>UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。</p> <p>これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。</p> <p>また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。</p> <p>このため、機構は、持続可</p>	<p><b>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</b></p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p><b>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</b></p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数</li> <li>新たに6団地（累計139団地）</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りサービス提供数</li> <li>・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数</li> <li>・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数</li> <li>・大学等との間で締結した連携協定等の件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数</li> <li>新たに10団地（累計143団地）</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りサービス提供数 1,372件</li> <li>・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数22,000戸を維持</li> <li>・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 44戸</li> <li>・大学等との間で締結した連携協定等の件数 66件</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-2-(1)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化団地の形成数について、年度計画に定めた6団地を上回る10団地で形成に至った結果、中期目標期間の計画値71団地（累計目標120団地）形成に対し、94団地（累計143団地）を形成し、目標を大きく上回り、達成率は167%となった。</p> <p>これは、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続し、連携体制を円滑に構築できたこと、また、地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。地域医療福祉拠点化団地に配置した「生活支援アドバイザー」等が、地域関係者等と連携し、コロナ禍において途絶えた連携体制の再構築を図ったことや地域住民のニーズ等を一つ一つ把握しながら、工夫を凝らして地域活動を再開するなどしたことは、高齢者等多様な世代の顔の見える関係性づくりや交流機会の創出といった高いニーズへの適切な対応であり、各団地の地域関係者等から「高齢者を含む近隣トラブルが解決した」等と評価されている。</p>	<p>評定：A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進したこと等により、年度計画での目標「新たに6団地」に対し、実績値「新たに10団地(達成率167%)」であった。</li> <li>・地域医療福祉拠点化に関する効果把握のため、居住者アンケートなどを実施した。</li> <li>・ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用すること等により、高齢者施設(令和5年度末現在488件)や子育て支援施設(令和5年度末現在645件)を誘致した。</li> <li>・コミュニティスペースを整備し、当該スペースを活用した多世代が参加できる健康増進プログラムを開催するなど、施設改修と連動したイベント等のソフト施策を実施し、UR賃貸住宅団地を中心としたミクストコミュニティの形成に資する取組を実施した。</li> <li>・健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様の住戸である「健康寿命サポート住宅」を1,207戸供給し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の管理戸数約22,000戸を維持した。</li> <li>・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービス</li> </ul>

<p>能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。</p>					<p>また、令和4年度から試行実施しているUR子育てサポーターについては、令和5年度から対象エリアに配置することで本格的にサービスを開始し、子育てしやすい環境の充実に努めている。</p> <p>地域医療福祉拠点化を進めた団地を中心に、連携体制を構築した地域関係者に加え地方公共団体、大学、民間事業者等との連携や、豊かな屋外空間・共用部等団地の強みを活かした施策を展開することで、「地域住民同士で新たな交流が生まれた」など評価の声を得ており、地域の豊かなコミュニティ醸成を促進した。</p>	<p>を提供（令和5年度申込件数1,372件）した。また、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行う生活支援アドバイザーを令和5年度までに184人配置し、個別に対応が必要な事案においても、地域の関係者等と連携した適切な対応がとられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を実施（令和5年度適用件数44戸）したほか、子育て世帯とそれを支援する親世帯が近居するに当たり、UR賃貸住宅に子育て世帯が入居する場合に適用される「近居割」について、令和5年度においては2,201戸で実施し、子育て世帯を支援する住宅を供給した。さらに、UR賃貸住宅団地やその周辺地域における子育て関連情報の発信、子育て世帯の交流イベントの企画や相談対応等により、子育て世帯の支援に取り組む「子育てサポーター」を3エリアに配置した。令和4年度は試行的な配置であったが、令和5年度は、本格的にサービスを開始し、子育てサポーター企画運営のイベントを令和5年度に37回実施するなど、子育てしやすい環境の充実に努めた。</li> <li>多様なライフスタイルに対応するため、大学や民間事業者等との連携拡大（令和5年度末現在有効な連携協定数66件）を図り、新たなサービスの提供に取り組んだ。また、機構と関わりのある地方都市と連携したマルシェ等、機構の強みを生かしたイベントを開催するなどの取組を行った。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和5年度における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施し地域医療福祉拠点の形成を進めたこと、既存サービスの拡充や政策的なニーズに対応した新たな取組に着手したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p>
<p><b>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</b></p> <p>少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。</li> <li>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニ</li> </ul>	<p><b>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</b></p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努め、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度から</p>	<p><b>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</b></p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努め、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度から</p>		<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、地域に不足している医療福祉施設をUR賃貸住宅団地内への誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療・介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成を推進している。</p> <p>令和5年度には、新たに5団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の</p>		

<p>ティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。</li> <li>・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。</li> <li>・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。</li> </ul>	<p>UR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和5年度までに累計で120団地程度の形成を目指す。</p>	<p>UR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、その結果を適切に活用して地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和3年度末時点において、中期目標に定められている「累計で120団地程度」（概ね1,000戸以上に限る。）の形成を前倒しで達成。引き続き施策を推進し、令和5年度においては、新たに6団地（累計で139団地）の形成を目指す。</p>		<p>団地)において着手し、新たに10団地(大都市圏の概ね1,000戸以上の団地)において形成し計画値の6団地を大きく上回った(累計143団地)。</p> <p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、高齢者・子育て支援施設を誘致した。令和5年度末現在の高齢者支援施設は488件、子育て支援施設は645件となっている。</p> <p>また、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p> <p>令和2年度に施策効果の把握・分析を実施し、それを踏まえ、令和3・4年度において、今後の継続実施に係る検討を行っており、令和5年度には、新たな効果把握・分析を実施しており、令和6年度中に分析結果を公表する予定である。</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進し、ミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等の改修と並行してコミ</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者5名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する単身高齢世帯への支援、子育て支援の強化、居住者の参加を前提としたコミュニティの実現、地域の社会資源との連携など、少子高齢化社会への対応を地道に確実に推進している点は評価に値する。</li> <li>・生活支援アドバイザーの実践知を活用しながら、高齢者が子育て支援をサポートするなど新たなミクストコミュニティを創造してほしい。</li> <li>・今後、ウェルビーイング指標などを用いながら居住者向け調査などを行い、アウトカム指標に取り込み、社会的インパクトにつながることを期待している。</li> <li>・定量目標の達成率、またその他子育てサポーターや生活支援アドバイザーの配置においても十分な実績があり、A評価で問題ないと考える。</li> <li>・日本の高齢化社会へのスピードとの関係で、そのインフラともいべき医療福祉拠点化団地の形成数が、計画値が6団地に対し実績値は10団地となっており十分な達成率となっていること、さらに、生活支援アドバイザーの配置及び、子育てサポーターの本格稼働を推進し、さらには、地域住民とのコミュニティづくり等、少子高齢化を支えるインフラづくりを着々と進めていることはA評価に値する。</li> </ul>
	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続け</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続け</p>		<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進し、ミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等の改修と並行してコミ</p>		

	<p>られる住まい・まち（ミストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>られる住まい・まち（ミストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>		<p>ユニティ形成に資するイベントを開催するなどハード・ソフト両面の施策を行った。</p> <p>袖ヶ浦団地（千葉県習志野市）では、地域関係者からの団地内の共用空間を活かしたコミュニティ醸成に資するスペースの整備について要望があったことを踏まえ、団地と地域の多様なひと・もの・ことが集まり豊かな交流やアイデアが実践できるコミュニティスペース「団地いどばたラボ」を開設した（R5.4）。「団地いどばたラボ」に加え、㈱ポーネルドと連携してフィットネス器具等を整備した屋外空間とを連動させ、「つどう」「つくる」「ひろげる」をテーマに多世代が集まり楽しむ「団地いどばたマーケット」を開催し（R5.6・9・12）、団地や地域の新たなコミュニティや交流する場の創出等を行った。</p> <p>花畑団地（東京都足立区）では、自治会等から、近年の災害の状況を踏まえ地域における防災意識の醸成や、コミュニティ形成の必要性について議論提起があり、地域関係者と連携して地区防災計画を作るための会議「みんなでつくりたい防災計画」を、“花畑ささえあいプロジェクト”と銘打って実施し（R4.8～）、花畑地区の地区防災計画の策定に至った（R5.7）。また、防災意識の向上と、連携している大学の学生と地域住民の交流を目的とした防災キャンプを実施し（R5.7）、自治会と花畑ささえあいプロジェクトが連携して安否確認訓練を実施するなど地</p>	<p>&lt;具体的な事例・評価&gt; (①及び②)</p> <p>袖ヶ浦団地（千葉県習志野市）では、自治会等からの「気軽に立ち寄ることができる、心地よい空間」となるコミュニティスペース整備の要望を踏まえ、コミュニティスペース「団地いどばたラボ」を整備した（R5.4）。当該スペースに加え、㈱ポーネルドと連携して屋外空間に設置したフィットネス器具等を活用し、「団地いどばたマーケット」を開催した（R5.6・9・12）。イベント参加者からは「高齢化が進む中、器具設置やイベント等により子どもが集い、活気が出るのは良い」などの声を頂き、屋内外の環境を活かした多世代が参加しやすいイベントを実施することで、団地居住者や近隣住民から好評を得た。</p> <p>花畑団地（東京都足立区）では、自治会等からの防災意識の醸成やコミュニティ形成の要望を踏まえ、地域関係者と連携した地区防災計画作成に係る会議を組織し、花畑地区の地区防災計画を策定した（R5.7）。当該計画を踏まえたイベントの実施を通して、地域住民からは「普段お話しができない方と話ができ良かった」「普段から顔が見える繋がりを持つことも大事だと感じた」などの声を頂くなど、地域住民への防災意識とともにコミュニティの醸成に貢献している。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>		<p>域関係者と連動して地域で支え合う関係づくりを推進するとともに防災意識の醸成を図った。</p> <p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅「健康寿命サポート住宅」を供給（1,207戸）し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の22,000戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で利用でき、人感センサーを室内に設置して本人に異常がないか確認・連絡等を行う「見守りサービス」は引き続き提供しており（令和5年度申込件数は1,372件）、令和4年度から事業者の選択肢が増加し、駆けつけ等のオプションを含めたサービスの向上が図られた。</p> <p>賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給等を適切に実施するとともに、前述の見守りサービスの提供等を含め、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を実施した。</p> <p>また、団地に常駐し、高齢者等に対する見守りや相談対応等の居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーの配置を推進しており、令和5年度末時点で累計184人となっている。</p>	<p>(②及び③)</p> <p>高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給や見守りサービスの提供等を進めた。</p> <p>また、配置を推進している生活支援アドバイザーが、生活に困窮する高齢者への対応等について、必要な各地域関係者や専門機関等に適切に繋ぎ、団地を含む地域の高齢者等の見守りを連携して</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>高齢者等を中心とした地域住民各々のニーズ把握に努め、地域関係者との連携を図ることで、緩やかな見守り体制の構築に資するとともに、地域に寄り添ったイベント企画やハード整備といった施策を推進し、高齢者等の生きがい創出につなげている。</p>	<p>実施することで、地域住民や地域関係者から感謝の声を頂いている。このように、居住者に安心感を与えるとともに、地域関係者との連携を一層深化させることで、団地の住環境の向上に貢献している。</p>
	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅、子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給や子育て世帯に対する近居促進制度による支援の実施、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>		<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たす新規居住者の家賃を最大2割減額する「子育て割」を、引き続き着実に供給し、令和5年度は新たに44戸の供給を行った。</p> <p>また、令和4年1月からは、子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯に対して家賃減額（近居割）を拡充することとし、令和5年度末時点において2,201戸で実施するなど、安心して子育てできる環境整備を図った。</p> <p>さらに、令和4年度に試行配置したUR子育てサポーターについて、令和5年度は本格実施として提供エリアに配置し、地域のニーズを把握しやすい体制を構築することで、子育て世帯向けの情報発信やイベント開催、子育て世帯の相談対応等のサービスを提供した。なお、UR子育てサポーター企画運営のイベントは令和5年度に37回実施した。</p> <p>加えて、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、子育て支援施設等を誘致した。令和5年度末</p>	<p>UR子育てサポーターについて、本格的に体制構築することで、地域のニーズに沿った、子育て世帯向けの情報発信やイベント開催等のサービスを提供し、イベント参加者からは、「参加者同士で顔見知りになり、日常的な交流することができた」と評価されており、子育てしやすい環境の充実に寄与している。</p>



				<p>現在の子育て支援施設は645件となっている。(再掲)</p> <p>各団地において、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供等を促進した。</p> <p>光が丘パークタウン公園南(東京都練馬区)では、自治会や地域の子育て団体等と子育て支援に係るスペース整備について議論を重ね、令和5年1月に団地共用部に開設した地域の子育て世帯の活動を応援するコミュニティスペースを用いたオープニングイベント(R5.1・5)として、お魚つり遊び、鬼の面づくり等の親子で参加できるメニューを用意するなど、子どもや子育て世帯のニーズを踏まえたコミュニティ形成を進めた。</p> <p>水草団地(愛知県名古屋市)においては、日本赤十字社との連携の下、団地の集会所等を活用して、夏休み期間における子どもの居場所づくりを学び・遊びを实践するかたちで行った。その他、日本赤十字社とは令和4年度に締結した連携協定に基づき、浜甲子園なぎさ街団地(兵庫県西宮市)をはじめとする各地の団地において、救命・健康支援講習会、防災セミナー等を行うなど、連携を深化させた。</p>	<p>(②及び④)</p> <p>光が丘パークタウン公園南(東京都練馬区)においては、自治会や地域の子育て団体等の要望を踏まえ整備したコミュニティスペースを活用し、子育て世帯に向けたイベントを開催することで、子育てしやすい環境の整備等を実施した。地域住民からは「子どもを遊ばせながら、同じ地域のママやパパたちと交流することができた」などの声を頂くなど、多様なニーズに対応しながら交流機会の創出を図ることでコミュニティの醸成に寄与した。</p> <p>過年度に協定締結した日本赤十字社とは、福生団地(東京都福生市)、水草団地(愛知県名古屋市)及び浜甲子園なぎさ街団地(兵庫県西宮市)において、救命・健康支援講習会、防災セミナー、集会所等を活用した夏休み期間中の子どもの居場所づくり等、多くの地域で協働での活動を展開し、連携の深化を図るとともに、地域の健康・安全な生活及び地域コミュニティの活性化に寄与した。</p>	
	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワ</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワ</p>		<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>コロナ禍で蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、地域関係者と連携し、新たなサービスを試行的に実施した。</p>	<p>(③及び⑤)</p>	

	<p>ークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>ークへの対応等を図る。これらの施策については、コロナ禍を契機とした生活様式や働き方の変化も踏まえて実施する。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>		<p>豊洲四丁目団地（東京都江東区）においては、芝浦工業大学と連携協定を締結(R5.9)し、持続可能な地域づくりとして、居住者の外出行動や他者とのかかわり等を調査の上、「孤独・孤立の防止」や「コミュニティ活性化」のための建築計画の指針や効果的なコミュニケーション創出の計画づくり等を推進している。</p> <p>このように、令和5年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和6年3月31日現在で有効な連携協定数は66件となっている。このほか「URふるさと応援プロジェクト」として、機構が事業で関わる地方都市等と団地の連携を令和3年度から本格的に実施している。令和5年度はアーベインルネス若久団地（福岡県福岡市）では、令和2年度に協定を締結し連携している純真短期大学と、地方都市再生に取り組む地方公共団体（熊本県荒尾市・福岡県朝倉市）等をつなぎ、野菜の直販や移動販売の要素も加えた「若久団地マルシェ」（R5,10）を開催した。また、田島団地（埼玉県さいたま市）では宮城復興局・岩手復興局と連携し、三陸地方の紹介や地元の特産品を扱うマルシェを実施し、キャナルタウンウエスト（兵庫県神戸市）では鳥取県米子市と連携し、産地直送の野菜や果物などを販売するマルシェ等を開催し、地域住民と地方都市の交流促進を図った。</p>	<p>豊洲四丁目団地（東京都江東区）では、他団地で連携した取組を実施していた芝浦工業大学と連携協定を締結し、団地居住者に調査・ヒアリングを行い、多様化するライフスタイルを建築計画に対応する取組を進めている。</p> <p>このほか「URふるさと応援プロジェクト」として、アーベインルネス若久団地（福岡県福岡市）、田島団地（埼玉県さいたま市）及びキャナルタウンウエスト（兵庫県神戸市）において開催したマルシェ等を通じ、団地空間等を活用した地方都市の魅力発信や、団地を中心とした地域住民と地方都市の交流の促進に寄与し、新しいつながりを創出するとともに、地域経済の活性化にも寄与している。</p> <p>以上により、団地だけでなく地域コミュニティの拠点となる施設整備や多様な世代・ライフスタイルへ対応するソフト展開を実施するなど、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 7：都市再生・地域再生の推進 施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。  難易度：「高」 UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-①、5-② 行政事業レビューシート番号 0006、0108、0109

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（計画値）	概ね 過半	—	50%	50%	42%	40%	50%	予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	505,191
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（実績値）	—	—	78%	75%	60%	45%	78%	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	476,259
達成率	—	—	156%	150%	143%	113%	156%	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	554,998
	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	102,206
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	674,689
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	1,709

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</b></p> <p>国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。</li> <li>・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設</li> </ul>	<p><b>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</b></p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p>	<p><b>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</b></p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい、柔軟に働ける場等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 50%</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック削減戸数</li> <li>・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 78%</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック削減戸数 6,055 戸</li> <li>・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 46 件(令和6年3月末時点で有効なもの)</li> </ul> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地への再生を推進した。</p> <p>事業の実施に当たっては、建替住宅を1,042戸(西大和(埼玉県和光市)、赤羽台(東京都板橋区)、東中神駅北地区(東京都昭島市))供給するとともに、UR賃貸住宅ストックを6,055戸削減し、資産の良質化とストック量の適正化を両輪で推進した。</p> <p>事業を予定する団地において、コミュニティの活性化及び資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。(令和5年度契約件数518件)</p> <p>全面借地方式市街地住宅については、土地所有者等と協議し、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-2-(2)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>団地再生事業により供給した整備敷地等9件のうち7件は、地方公共団体と連携協力の上、新たな機能の導入等を目的に供給し、社会課題の解決に貢献した。</p> <p>供給済みの整備敷地等では、地域の価値・魅力向上に資する施設が開設した。</p> <p>これらにより、地方公共団体等とともに、団地を貴重な地域資源とした、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に貢献した。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>南花台団地(大阪府河内長野市)では、団地の集約事業を契機に、郊外型ニュータウンが抱える課題に危機感を持つ行政や、団地をフィールドとして研究する大学と連携し、地域住民が主体となる様々なまちづくりの取組を進めている。令和5年度には、市へ特定譲渡する形でサッカースタジアム・公園用地を供給した。公園づくりには、計画から運営までの整備プロセスに地域住民が関わる仕組みを構築し、地域住民が参加するワークショップを定期的に開催する等愛着を持ち続けられる公園を目指している。また、サッカースタジアムは、なでしこ1部リーグに所属する女子サッカーチームの本拠地として</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、年度計画での目標「50%」に対し、実績値「78%(達成率156%)」であった。</li> </ul> <p>機構は、団地再生事業に当たって、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,042戸の建替住宅を供給するとともに、居住者に対する説明会や移転折衝を行い、6,055戸のストックを削減し、住宅ストックの良質化とストック量の適正化を図った。</li> <li>・地域のまちづくりと団地再生事業を連携して進めるに当たり、地方公共団体等との間で連携協定等を締結(令和5年度に新たに締結した6団体を含め、有効な連携協定等の件数は46件(令和5年度末時点))し、地方公共団体等との連携構築・関係強化を図った。このうち、南花台団地では、整備敷地の供給に当たり、地域の特性や需要に応じた新たな機能を導入するため、地元自治体、大学と連携し、まちづくりを進め、サッカースタジアム・公園用地として、地元自治体へ特定譲渡するなど、機構の有するノウハウを生かした取組が認められた。</li> </ul> <p>また、地域の関係者等から整備敷地等に導入された新たな機能等に対する期待の声等も寄せられている。</p>

<p>の再編・再整備を推進すること。</p>	<p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>		<p>11 団地の譲渡、返還等の手続を完了した。</p> <p>特別借受賃貸住宅については、期間満了に伴い建物所有者に2 団地を返還した。</p>	<p>活用し、市が目指す地元チームの応援を通じた地域活性化やサッカーチームのまちづくり活動への参加、スタジアムの地域開放によるスポーツ振興など、サッカーチームと連携したまちづくりの促進を支援している。</p>	<p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を実施したことを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者は5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目の業務実績評価に当たり、定量目標については、実績値78%（計画値50%）となっているが、9件のうち7件と、そもそも件数が多くはないので、達成率は参考値として扱うことが望ましい。</li> <li>・整備敷地等のうち、新たな機能を導入・既存の機能の強化を目的として供給した7件は、地方自治体との連携や新たな民間事業者の発掘により持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に貢献したと認められる。</li> <li>・新たな機能導入・既存の機能の強化を目的とした整備敷地等の供給として7件があげられているが、このうち赤羽台（文化施設）、南花台（サッカースタジアム）を除けば、いずれも団地再生で標準的に想定できる新たな機能であり、サッカースタジアムも地元地方公共団体からの要請によるものと認識しており、機構発意とは言い難い。以上よりB評定と判断する。なお、赤羽台で導入されたURまちとくらしのミュージアムは機構ならではの文化施設であり、施設自体は大変高く評価できる。</li> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入・既存の機能の強化を目的として供給したものの割合が計画値50%のところ、実績値として78%、達成率は156%で高い達成率となっている。一方で、中期目標で想定している範囲内の取り組みであり</li> </ul>
	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>		<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに6件*の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は46件（令和6年3月末時点）となった。なお、令和5年度内に2件失効した連携協定等があるが、これは、令和4年度末に同一の地方公共団体（東京都板橋区）等と新たな連携協定等に発展したことによるもの及び、連携目的を達したことにより失効扱いとしたものである。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都板橋区等（高島平地域及び高島平団地におけるウェルフェアの発展に向けた連携協定書）</li> <li>・東京都板橋区（高島平地域のまちづくりの推進に係る基本協定書）</li> <li>・東京都板橋区（高島平地域における交流核の整備推進に係る実施協定書）</li> <li>・千葉県千葉市等（千葉うみさとラインのブランディングに関する連携協定書）</li> </ul>	<p>赤羽台団地（東京都北区）では、団地の建替えを契機に、北区等と連携し、地域に必要とされる多様な機能を導入するなど、地域に開かれた団地への再生を実現している。令和5年度には、日本の住まいとまちづくりを対象とした都市の暮らしの歴史を学び、未来を志向する情報発信施設である「URまちとくらしのミュージアム」が開館した。ミュージアム棟及び保存住棟だけでなく屋外空間も含めた街区全体をミュージアムとして位置付け、地域住民・団地住民のためのコミュニティデザイン等の提案をする「まちとくらしのトライアルコンペ」を実施するなど、新たな暮らし方を探求するまちづくりの実験場として活動の展開を予定している。また、当団地において、東洋大学情報連携学部との共同研究として、モニタリング住戸を用いた未来の住まい方の研究等を行うOSURを展開しているが、令和5年度には、前中期目標期間の平成30年度に供給した整備敷地に、同大学の校舎が新たに開設され、学びの空間形成が促進されている。</p>	

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県奈良市（奈良市と独立行政法人都市再生機構との地域活性化包括連携協定）</li> <li>・福岡県北九州市等（持続可能なまちづくりに関する覚書）</li> </ul>	<p>洋光台北団地（神奈川県横浜市）では、日常生活圏域において、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護施設が未整備であるため、高齢者支援機能の不足が課題となっていた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、市と連携し、小規模多機能型居宅介護事業所の設置を必須とする公募を令和4年度に実施し、令和5年度に供給した。施設には、地域交流スペースや広場が併設される見込みで、体操教室や遊び教室、子ども食堂など、様々な地域交流に資するイベントが行われる予定となっており、課題解決への貢献が見込まれる。</p>	<p>中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているとは言い難いとの評価もあり、令和5年度において取り組み内容に特別な変化や特筆すべきことがあったとも認められないので、やや悩ましいところであるが、B評価が妥当であろうと史料する。</p>
	<p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、概ね過半を目指す。</p>	<p>これらの施策を推進することにより、令和5年度において団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、50%を目指す。</p>		<p>団地再生事業により供給した整備敷地等（全9件）のうち、7件*については、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した（全体の約78%）。</p> <p>※ 主な用途（対象7件：団地名等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利便等：1件（戸頭団地（茨城県取手市、商業施設及び医療・地域交流））</li> <li>・ 高齢者生活支援：2件（洋光台北団地（神奈川県横浜市、小規模多機能型居宅介護事業所）、緑苑東団地（岐阜県各務原市、ケアハウス（軽費有料老人ホーム）））</li> <li>・ 地域交流：2件（南花台団地（大阪府河内長野市、公園・サッカーグラウンド）、高森台団地（愛知県春日井市、コミュニティ施設）、新多聞団地（兵庫県神戸市、コミュニティ施設等））</li> <li>・ 情報発信：1件（赤羽台団地（東京都北区、URまちとくらしのミュージアム））</li> </ul> <p>この他、住宅用途：2件（豊四季団地（千葉県柏市）、山の田団地（山口県下関市））</p>	<p>緑苑東団地（岐阜県各務原市）では、当該地域が市内でも高齢化が進んでいることから、地元自治会から市に対して高齢者支援施設の誘致要望があり、市は誘致に向けた検討を行っていた。機構は、こうした状況を踏まえ、整備敷地における施設誘致にあたり、高齢者福祉計画や介護保険事業計画への位置付け等、市と連携し、高齢者福祉施設を必須とする公募を令和2年度に実施、基盤整備完了後の令和5年度に供給し、ケアハウス（軽費有料老人ホーム）が整備される見込みである。事業者は、施設を活用し団地居住者を含む地域住民に対し、生活相談を行う予定で、市は事業者による地域連携にも期待している。</p> <p>戸頭団地（茨城県取手市）では、当該地域の医療・福祉機能及び生活利便性の確保が課題となって</p>	

					<p>いた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、市と協議し、立地適正化計画において位置付けられた都市機能誘導区域に求められる誘導施設（医療・福祉連携施設、子育て施設、市民交流施設）を誘致するべく令和5年度に公募を実施し、医療・福祉連携施設、市民交流施設、商業施設を計画する事業者に決定した。市や団地自治会は、賑わい創出に寄与する機能や地域医療福祉拠点化に資する機能の整備に期待している。</p> <p>高森台団地（愛知県春日井市）では、市や自治会から多世代の地域交流に繋がる土地利用のニーズがあった。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、多様な業種にヒアリングする中で、地域貢献を目的に地域の人々が集えるコミュニティ施設の整備を目指す事業者を発掘した。令和5年度に地域住民のコミュニティ形成に資する施設を必須条件として公募し、供給した。市は、整備予定の施設を通じて地域が盛り上がることを期待し、団地自治会も施設での活動を通じて、地域の組織同士のつながりが出来ることを期待している。</p> <p>新多聞団地（兵庫県神戸市）では、団地及び地域の活性化に繋がる土地利用の実現が課題となっていた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、地域の魅力・価値向上に資する用途及び取組を1つ以上実施することを条件に令和4年度に公募し、令和5年度に供給した。</p>
--	--	--	--	--	---



					<p>過年度供給済みの整備敷地について、令和5年度は、浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）の公園・グラウンドを含む3施設が開設し、地域の価値・魅力向上に貢献した。</p> <p>地方公共団体との連携構築・強化では、令和5年度に、新たに6件の連携協定等を締結し、地方公共団体等とともに、社会課題に柔軟に対応した。そのうち、千葉県千葉市、佐倉市、八千代市及び民間事業者とは、東京湾から印旛沼まで、約30kmにわたる花見川・新川流域一帯の魅力を高める取組である「千葉うみさとライン」プロジェクトの始動に併せて、互いに連携しプロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協定を締結した。</p> <p>東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結した。</p> <p>奈良県奈良市とは、相互に連携することで、両者が目指すまちづくりの取組を一層加速させることを目的とした連携協定を締結した。</p> <p>以上により、居住者から移転等に対する理解を得ることによって、はじめて創出できる整備敷地等に、地域の価値や魅力の向上に資する機能を導入するという、難易度及び重要度の高い定量目標</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>について、行政や地元自治会等との調整や事業者の進出ニーズの調査を積極的に努めることで、計画値を大きく上回る実績（計画値対比 156%）を達成したことに加え、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に大きく貢献したことからA評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3：総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	難易度：「高」 今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-① 行政事業レビューシート番号 0006

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バリアフリー化を図った住宅の割合 (計画値)	60%	—	56%	57%	59%	61%	63%	予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	505,191
バリアフリー化を図った住宅の割合（実績値）	—	—	57.0%	59.0%	60.8%	62.5%	64.2%	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	476,259
達成率	—	—	102%	104%	103%	102%	102%	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	554,998
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） (計画値)	95%以上 (200棟)	—	— (30棟)	— (40棟)	— (30棟)	— (27棟)	95%以上 (44棟)	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	102,206
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） (実績値)	—	—	— (44棟)	— (65棟)	— (33棟)	— (37棟)	95.6% (49棟)	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	674,689
達成率	—	—	147%	163%	110%	137%	111%	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	1,709

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</b></p> <p>UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。</li> <li>・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。</li> <li>・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。</li> <li>・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。</li> <li>・低所得の高齢者世帯、団</li> </ul>	<p><b>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</b></p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p>	<p><b>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</b></p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を図った住宅の割合 63%以上</li> <li>・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 44棟の耐震改修等を実施</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を図った住宅の割合 64.2%</li> <li>・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 49棟の耐震改修等を実施</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リノベーション住宅の供給戸数 7,997戸</li> <li>・建替住宅の供給戸数 1,042戸</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-2-(3)</p> <p>評定：B</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等により、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進した。</p> <p>また、家賃補助付きのセーフティネット専用住宅や自立支援スキームを推進し、地域における住宅セーフティネットに貢献した。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、年度計画での目標「63%以上」に対し、実績値「64.2%」（達成率「102%」）であった。</li> <li>・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について、耐震改修工事等を推進したことにより、年度計画での目標「44棟の耐震改修等を実施」に対し、実績値「49棟の耐震改修等を実施（達成率111%）」であった。</li> </ul> <p>機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実にあたって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えによる住宅を1,042戸、改修によるリノベーション住宅を7,997戸供給した。</li> <li>・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施した。</li> <li>・UR賃貸住宅をセーフティネット登録住宅として活用可能とされたことを受け、地方公共団体からの要請に応じ、4地域において家賃低廉化補助付きの専用住宅として登録されるに至った。また、居住支援法人等と連携して生活支援等を行う取組への住戸の提供について、新たな地域でも取組を開始した。これらの取組について、令和6年度以降も引き続き推進されることを期待する。</li> <li>・若年・子育て世帯向けの近居割、子育て割や、高齢者向けの健康寿命サポート住宅、高齢者優良賃貸住宅への入居者の割引制度等、様々</li> </ul>
	<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和5年度末時点において60%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度</p>	<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和3年度末時点において、「60%以上」を前倒しで達成。引き続き施策を推進し、令和5年度末時点において63%以上を目指す。</p>		<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、1,042戸の建替住宅、7,997戸のリノベーション住宅を供給するとともに、住戸内の手すり設置や段差解消等によるバリアフリー化を推進した。</p> <p>その結果、UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、64.2%となり、年度計画で定めた「令和5年度末時点において63%以上」の目標を達成した。</p> <p>また、団地や地域の活性化のた</p>	<p>① 1,042戸の建替住宅、7,997戸のリノベーション住宅の供給に加え、年度計画を上回るバリアフリー化の促進により、多様化するニーズに対応した賃貸住宅を供給する役割を果たした。</p> <p>団地や地域の活性化を目的とした民間事業者との連携では、花見川団地（千葉県千葉市）の共用部（商店街区）リノベーションが完成し、人々の滞留を促し、交流の場を創出した。</p>	

<p>地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。</p>	<p>の向上と収益力の確保を図る。 * i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>	<p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。 * i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>		<p>めに、民間事業者との連携も進めており、花見川団地（千葉県千葉市）では令和6年3月に民間事業者との共用部（商店街区）リノベーションが完成した。このほかにも虹ヶ丘団地（神奈川県川崎市）では、少子高齢化が進行する郊外住宅地における買い物の利便性向上を目指すために、空中配送ロボットの検証実験を行った。 さらに、左近山団地（神奈川県横浜市）では、横浜市と連携し、UR賃貸施設を活用した新たなコワーキングスペース兼地域コミュニティの活性化に資する施設「トリオ左近山」をオープンさせ、横浜市郊外部における働く場に関する検証実験に協力した。</p>		<p>な入居制度を活用したほか、低所得の高齢者世帯等に居住の安定を図るため、適切な家賃減額を継続して実施した。  これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。  &lt;指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし  &lt;その他の事項&gt; 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・バリアフリー化及び耐震化に関する定量目標を適切にクリアしており、所期の目標を達成できていると認められる。 ・定量目標の達成率によりB評定とせざるを得ないが、リノベーションについては着実に実績が積み重ねられており、高く評価できると考える。</p>
	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とする。 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を</p>	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施する。令和5年度においては44棟の耐震改修を行うことにより、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とすることを目指す。 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活</p>		<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和5年度に49棟の耐震改修等を実施した結果、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合が95.6%となった。 世帯属性に左右されない入居者募集のために、様々な入居制度を活用した。 例えば、高齢者・子育て世帯等と、支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径2km）のUR賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」（近居割対象1,190団地、近居割ワイド対象152エリア587団地）を引き続き実施した。加えて、国の財政</p>	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、49棟の耐震改修等を実施した結果、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合が95.6%となった。 また、近居割、そのママ割、健康寿命サポート住宅等の入居制度を活用し、世帯属性に左右されない入居者の募集を引き続き実施した。 家賃補助付きのセーフティネット専用住宅の登録数については、各自治体で前年度を上回る住戸数の登録を行い、新たな自治体から要請を受けて登録を行うなど地域における地域における住宅セーフティネットに貢献した。自立支援スキームについても、令和5年度は3つの自治体と連携し居住支援法人に対してUR賃貸住宅を提供できる環境をつくることできた。</p>	

	<p>強化する。</p>	<p>用しサービスの提供を行う。 このほか、CS（顧客満足）の観点を踏まえつつ、契約内容説明のオンライン化等、DXの推進を図る。 また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。 さらに、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、その入居に関する地方公共団体の要請等に対し、地方公共団体との役割分担を踏まえ、必要に応じてNPO法人等との連携を図るなど、適切に対応する。</p>		<p>支援を得て、一定の所得以下の子育て世帯に対する減額率を5%から20%に拡充(令和4年1月から募集開始)し、更なる推進を図ったことで、近居割による年間契約件数は6,969件となった。 現に同居する満18歳未満の子を扶養している世帯に向けた「そのママ割」や、年齢を重ねても健康に長く住み続けられる住宅を目指し、転倒防止など安全に配慮した設備と環境を整えた「健康寿命サポート住宅」についても、それぞれ1,000件以上の契約締結に至った。 お客様の希望に応じて契約内容説明をオンラインで102件実施するなどDXの推進を図った。加えて、グリーントウン小金井団地（東京都小金井市）ではUR賃貸住宅初となるスマートホームを供給した。 また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃補助付きのセーフティネット専用住宅の登録数について、令和4年度に要請を受けた神奈川県横浜市、福岡県福岡市及び東京都墨田区で新たに17戸登録した。加えて、東京都北区からも新たに要請を受けて北区初となる登録を行った。この結果、令和5年度末時点における登録数は27戸となった。 さらに、令和3年度から試行実施を開始した自立支援スキーム（生活支援等を行う居住支援法人等にUR賃貸住宅の空き住戸</p>	<p>以上により、多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等により、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現に加え、地域における住宅セーフティネットに貢献しており、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評価とする。</p>	
--	--------------	---	--	---	---	--

				<p>を賃貸する取組)については、居住支援法人が必要なタイミングで住戸を提供できるよう制度を改良した。その上で、新たに東京都町田市、兵庫県神戸市及び福岡県福岡市と連携し、各市で活動する居住支援法人にUR賃貸住宅を賃貸することができるようになり、令和5年度末時点における自立支援スキームの累計契約件数は11戸になった。</p>		
	<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>	<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>		<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等(約13,600世帯)について、国から財政支援約2.7億円を得て、総額約6.5億円の家賃減額を実施した。</p> <p>また、高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)に入居する低所得高齢者世帯(約18,000世帯*)については、国から財政支援約17億円を得て、総額約49億円の家賃減額を実施した。(*減額適用世帯数は管理戸数である。)</p> <p>平成28年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施している健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯(約3,700世帯)について、国から財政支援約1.9億円を得て、総額約3.9億円の家賃減額を実施した。</p> <p>子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした新規入居者の家賃を最大2割減額する「子育て割」(約3,000世帯)については、国から財政支援約2.1億円を得て、総額約4.3億円の家賃減額を実施した。</p> <p>近居割についても、支援する親</p>		

				<p>族世帯と近居することになった一定の所得の子育て世帯（約2,000世帯）は国から財政支援約2.0億円を得て、総額2.7億円の家賃減額を実施した。</p> <p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者（約22,300世帯（うち低所得高齢者世帯等約14,900世帯））について、国から財政支援約43億円を得つつ、総額約71億円（うち低所得高齢者世帯等約59億円）の家賃減額を実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項並びに第2項第2号、第6号及び第7号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	<p>重要度：「高」</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から令和2年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）においても、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」では、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされていることから、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	10,049	15,808
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	4,565	7,014
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	6,005	8,165
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	▲732	▲261
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	6,042	8,165
								従事人員数（人）	245	189	112	87	78

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。</p> <p>このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での宅地等の引渡し完了したもの、土地の有効活用など復興まちづくりへの対応が求められている地域もある。また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施</li> <li>・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度までの5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施した。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、3町（大熊町・双葉町・浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等約216ha（令和4年度に区域拡大した2地区8haを含むため、指標の208haとは一致しない）のうち令和5年度末までに約137haの引渡しが完了した。なお、原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約147ha、5地区全てを機構が実施しており、支援体制の強化を行った。（福島県内の現地復興支援体制：令和3年度末61名⇒令和4年度末67名⇒令和5年度末71名）</p> <p>津波被災地域においては、令和3年度末に全ての受託業務を完了した（復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業に</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-3-(1)(2)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除され、復興・再生が本格的に進んでいる。住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、機構は適切な支援体制を確保しながら、継続してハード・ソフト両面での支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。特に、大熊町下野上地区において着実な基盤整備を推進するとともに、地域活動拠点を活用したソフト施策も両輪で行うことで、住民帰還に欠かせない、住まい、生業、賑わいづくりに貢献した。双葉町及び浪江町においてもハード整備を着実に推進し、令和5年度末までに3町累計で復興拠点整備事業の宅地137haの引渡しに至った。</p> <p>津波被災地域における復興市街地整備事業では、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見等を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利活用の推進に寄与した。</p> <p>このように、事業を着実に実施するとともに、進捗に合わせて現地復興支援体制を整備し、国、県及び被災自治体の要請に応じて、</p>	<p>評定：A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>機構は、令和3年度から令和7年度の5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、東日本大震災からの復興に係る業務を引き続き機構の最優先業務に位置付け、①福島県の原子力災害被災地域における復興支援、②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進を図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長きにわたり避難指示が続き、一刻も早いまちなかの再建が求められている中、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した7地区約216haの復興拠点整備事業について、約137haの宅地等の引渡しを完了するなど、着実に事業を実施した。</li> <li>・ハード整備を着実に推進するとともに、機構が保有する首都圏の土地を活用し、大熊町、双葉町、浪江町の3町と、首都圏の人々が交流する場所と機会を用意するなど、地域再生に向けたソフト施策を展開することで、避難者が帰町できる環境づくりや賑わいの創出、関係人口の創出に寄与した。</li> <li>・特に、大熊町においては、基盤整備によるハード支援を推進し、住宅エリア、産業交流施設・商業施設の宅地引渡しや、駅前から区内を結ぶ道路を完成させるとともに、ソフト支援として地域活動拠点KUMA・PREを用い、多様な主体が参加するイベントや地元の生産活動の支援等を行った。</li> </ul> <p>上記のように、被災自治体に「町の地域再生」</p>
	<p><b>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</b></p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>	<p><b>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</b></p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（既に宅地等の引渡し完了した地区を含む累計7地区約208ha。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。</li> </ul>			
	<p><b>(2) 津波被災地域における</b></p>	<p><b>(2) 津波被災地域における</b></p>				

	<p><b>復興市街地整備事業の推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区約 1,314ha。令和 2 年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>	<p><b>復興市街地整備事業の推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区約 1,314ha。）等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和 2 年度までに宅地等引渡しを完了した。</p> <p>国、県及び被災地方公共団体の要請に応じ、復興まちづくりに係る技術支援を進める。</p>		<p>については、地域全体約 1,889ha、65 箇所（機構調べ）の約 6 割 1,122ha（25 箇所）において機構が支援を実施）一方で、未活用地の土地活用を推進するため、復興庁と連携し、被災 3 県による会議体に参画し、知見を提供するなど様々な支援を実施した。</p> <p>現地支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。（岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を令和 4 年度末に閉鎖、令和 5 年 4 月から岩手・宮城震災復興支援事務所に統合。）</p> <p>現地復興支援体制：令和 3 年度末：109 名⇒令和 4 年度末：74 名⇒令和 5 年度末：71 名)</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p><b>【大熊町】</b></p> <p>大熊町からは、復興拠点（計 3 地区、約 82ha）の整備事業等を受託し、大川原地区では行政、商業や居住などの機能を取り戻す基盤整備等を令和 2 年度に完了し、令和 5 年 8 月に地区内で小中一貫義務教育学校と認定こども園が一体となった「学び舎ゆめの森」が新校舎の利用を開始した。令和 5 年度には、下野上地区で住宅エリア、産業交流施設・商業施設の宅地引渡し、大熊西工業団地では研究施設の宅地引渡しが完了し、進出企業等による建築工事が進行している。</p> <p>&lt;下野上地区&gt;</p> <p>令和 2 年度に受託した JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施</p>	<p>地元の意向を汲み取りながら継続して支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、長きにわたり避難指示が続き、さらなる帰還意欲の低下が懸念されることから、一刻も早いまちなかの再建が求められている中、3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した 7 地区の復興拠点整備事業支援を着実に推進した。町に賑わいを取り戻すためのソフト支援においては、ハード整備の進捗に合わせつつ、地元の意向を汲み取りながら、町ごとの課題に応じたオーダーメイドの支援を展開し、町からは機構による継続支援を希望されるなどの評価を得ている。</p> <p>特に、大熊町の下野上地区では、基盤整備によるハード支援を推進し、住宅エリア、産業交流施</p>	<p>に係る提案を行いながら、地域の様々な分野（生業・福祉・交通等）において協働し、避難住民、外部からの人や企業等を地域に呼び込むなど、交流・関係人口の「創出・拡大」「活動の場の構築」を図り、人の流れを強化することで復興まちづくりを支援した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成地、移転元地の土地利用推進のため、復興庁・被災 3 県による「土地利用推進に関する実務担当者会議」に参画するなど、様々な支援を実施した。</li> <li>・東日本大震災の発災から 13 年目を迎え、復興支援事業で得た知見や教訓の発信、事前復興支援の寄与等を目的として、講演会での積極的な発信を実施したほか、被災地の更なる復興を目的とし、メディア向け説明会の開催に加え、若年層向けの新規メディア媒体を活用するなど、被災地の「今」を伝えるような情報発信を積極的に行った。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和 5 年度における所期の目標を上回っていること、東日本大震災という未曾有の災害からの復興という重要かつ難易度の高い業務を遅延することなく計画的に推進したこと、被災地の早期の復興とまちへの人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに合わせ様々な支援に取り組むなど優れた実施状況にあること、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められ、継続支援要請に繋がったことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者 5 名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災 3 町の復興整備拠点事業や公的施設の建築物整備事業支援等の順調な実施を勘案し、</li> </ul>
--	--	---	--	---	---	--

				<p>設事業については、令和4年3月から本格的に着工し、令和4年12月から町へ段階的に宅地の引渡しを開始し、令和5年6月に県が住宅を整備するエリアの宅地、10月に産業交流施設の宅地、令和6年3月に商業施設の宅地引渡しが完了した。両施設については令和6年度の開業に向け建築工事が着工した。令和6年1月と3月にはそれぞれ大野駅前と地区内を繋ぐ道路が完成した。また、地区内にて完成した町営住宅では、全50戸中、移住者の世帯28戸を含む48戸の入居が開始した。</p> <p>(R6.4時点)</p> <p>&lt;大熊西工業団地地区&gt;</p> <p>令和3年5月に事業受託した大熊西工業団地については、令和4年10月にバイオエタノール生産研究施設の立地が決定し、令和5年6月と9月に当該箇所の宅地引渡しが完了し、令和6年10月竣工に向け施設の建築工事が着工した。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>町外から人や企業を呼び込むとともに、令和6年度の産業交流施設・商業施設の開業に向けたまちづくりの試行の場として、地域活動拠点 KUMA・PRE を活用した施策を展開した。令和5年度は町外から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活動しているおおくまキウイ再生クラブについて、首都圏の機構保</p>	<p>設・商業施設の宅地引渡しや、駅前から地区内を結ぶ道路を完成させた。加えて、ソフト支援として地域活動拠点 KUMA・PRE を用い、多様な主体が参加するイベント等による賑わい創出や、実証実験による需要調査等の知見を蓄積することで、産業交流施設・商業施設の指定管理予定者へのノウハウ継承を目指すほか、地元の生産活動の支援等を行っている。これらの取組を通して住民帰還に欠かせない住まいと生業の再生及び賑わい形成に寄与した。</p> <p>双葉町、浪江町においても基盤整備を着実に推進するとともに、それぞれの町の課題に応じて地域活動拠点等を用いたソフト施策を展開することで、事業者からの機構主催イベントへの出店希望や、住民主体のまちづくりに貢献するなど避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p>	<p>原子力災害被災地域における復興支援や津波被災地域における復興市街地整備事業は適切に推進されたものと認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島復興拠点整備については、着実に進められてきており、A評定で問題ないと考えられる。一方、ソフト支援を通じた拠点復興の効果の発現には課題が残るよう思う。</li> <li>・原子力災害被災地域において一部帰宅困難地域がいまだに残存する中、震災以来、東日本大震災の復興事業を行い支えてきた機構でしかできない被災地への取組と貢献を行っているため、A評定は当然と思料する。</li> </ul>
--	--	--	--	---	---	---

				<p>有地を活用し、関係人口拡大を企図するイベントを展開するなどの支援を行った。</p> <p><b>【双葉町】</b></p> <p>双葉町からは、復興拠点（計2地区、約74ha）の整備事業等を受託し、令和4年度には町の悲願であった11年半ぶりの町民帰還に貢献した。双葉駅西側地区における基盤整備工事を着実に実施し、令和5年度は南エリアの宅地を引渡した。さらに双葉駅前のコミュニティセンターと既存ストックの改修等の建築物発注を支援している。中野地区でも着実に基盤を整備し、令和5年度には町と事業者との間で新たな立地協定が締結されたほか、地区東側での事業検討を支援している。</p> <p>&lt;中野地区&gt;</p> <p>双葉町は「働く拠点」として「中野地区復興産業拠点」を計画し、機構は事業者立地に向けた一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を受託し、着実に基盤整備を進めてきた。施設の早期立地に向けて、町と連携して、整備した敷地の段階的な引渡しを行った。令和5年10月には、新たに町と事業者との間でカンファレンスホテルの立地協定が締結されるなど、県内外の事業者の立地が進んでいる。また、地区の東側においては屋外空間を活かした新たな施設等の事業検討を支援している。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>双葉町においては、令和4年9月に締結した町との連携協力協定を踏まえ、駅東エリアでの交流</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>人口・関係人口の創出・拡大や既存ストック活用の推進、町やまちづくり会社の支援を展開している。「ちいさな一歩プロジェクト」として、継続的に飲食イベント等を開催することで、地域プレイヤーの発掘や町外企業の誘導、プレイヤー間の連携を図っている。</p> <p><b>【浪江町】</b></p> <p>浪江町からは、復興拠点（計2地区、約60ha）の整備事業等を受託し、着実に復興まちづくりを推進している。浪江駅周辺地区においては、令和4年度に受託した「浪江駅周辺地区一団地事業」について、基盤整備工事を令和5年度に追加受託し、町策定の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の具現化に向けた総合的な支援を実施している。令和4年度に基盤整備工事の発注者支援を完了した南産業団地には先進的な研究開発型生産拠点が開業（R5.6）した。</p> <p>&lt;浪江駅周辺地区&gt;</p> <p>浪江駅周辺地区については、令和4年5月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業執行管理・総合調整等業務を受託し、継続的な支援を行っている。令和4年6月の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の公表や令和4年9月の福島国際研究教育機構の立地決定が進んだことや、機構による支援が町から評価されたことから、令和5年度に町から基盤整備工事についても受託するに至った。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>浪江駅周辺のにぎわいづくり</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>や関係人口の拡大に向けた各種支援のため令和3年11月に開設した地域交流スペース『なみいえ』について、令和5年度は町のメインストリートへ移設リニューアルオープンするとともに、地域プレイヤー間の連携を図るためイベントカレンダーを設置するなどイベント発信拠点としての機能も担った。</p> <p>また、住民主体のまちづくりを目指し、機構職員の司会により、駅周辺の公共空間の使い方を議論するワークショップを開催した。</p> <p><b>【情報発信】</b></p> <p>復興の進む被災地の「今」を発信する取組として、令和5年8月には関係人口の増加を企図し、復興の進む3町の姿を発信する学生向けのスタディツアーを機構として初めて開催した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>12自治体から委託を受けた22地区1,314haの事業を実施し、令和3年度に全ての受託業務が完了した。</p> <p>令和5年度においては、造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災3県・被災市町による「土地活用推進のための実務担当者会議」に引き続き参画（R5.7・R6.2）し、機構の支援事例等や地方都市でのまちづくり支援、ニュータウン事業での宅地販売等から得たノウハウ・知見等による助言等を行い、被災地の土地利活用推進に寄与した。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>また、情報発信の施策として、URまちとくらしのミュージアムにおいて津波被災地域における震災復興支援の取組、そして復興の進む今を発信する企画展に加え、岩手県陸前高田市と宮城県女川町から譲り受けた桜をミュージアム敷地に植樹する式典を開催した。</p> <p>各種講演会や講義にも積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た知見や教訓の発信に努めることで、幅広い層に向けて事前復興支援を普及した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。	



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b>  <b>1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b> 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b> 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGsやESG、DXといった視点を踏まえた確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> -  <その他の指標> -  <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	<主要な業務実績> 所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指し、UR賃貸住宅ストックの活用・再生の推進や、海外展開支援に係る体制の強化、サイバーセキュリティの強化等に向けた体制整備を図るべく事務・事業や組織の点検及び見直しを行った。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、II-2 評定：B  組織体制の整備に当たっては、賃貸住宅部門におけるストックの活用・再生の推進や海外展開支援に係る体制の強化、サイバーセキュリティの強化等、メリハリの効いた組織体制を整備するべく事務・事業や組織の点検・見直しを行うことで、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げられる組織体制の構築に寄与した。	評定：B  <評定に至った理由> 機構は、①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施した。  ① 効率的な運営が行われる組織体制の整備 ・事務・事業や組織の点検を行い、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げられる組織体制の構築を図った。 ・部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。  ② 業務の電子化 ・情報セキュリティ対策の強化や IT 技術の高度化に対応させた業務システムを稼働させるとともに、デジタル人材の育成をすべく DX 推進をサポートするための環境整備を行った。  これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし  <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・機構組織の点検、DXの推進状況や業務プロセスの見直しによるRPAの成果向上等を勘案し、所期の目標を達成したものと評価できる。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。
				<b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b> 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	<b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b> 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	
	<b>2. 業務の電子化</b> 政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワ	<b>2 業務の電子化</b> 情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対		<b>2 業務の電子化</b> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月	DX推進方針に基づき、全職員のDXリテラシー向上を図りつつ、デジタル人材の育成、サービ	

<p>ーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</p>	<p>応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>	<p>7日閣議決定)や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)も踏まえたDX推進方針に基づき、DXを推進する。</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOの体制整備を行い、システムの整備及び管理を行うPJMOへの支援を推進する。</p> <p>社会環境の変化を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、RPAの効果的な活用を推進する。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書の作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>		<p>ス向上や業務効率化に記す施策を推進した。また、DX施策を体系的に整理し、当該方針を具現化する行動計画として令和6年3月に「DXアクションプラン」を策定した。</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化に対応させた家賃管理・収納管理システムを令和5年5月に稼働させるとともに、必要なIT基盤の整理として、次期インターネット分離システムの構築に着手した。</p> <p>また、システムの整備及び管理にあたっては、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、手順書に基づき、システムの整備及び管理を行うPJMOに対する支援を開始した。</p> <p>業務の効率化・生産性の向上にあたっては、RPAの導入により、業務時間の短縮及びヒューマンエラーの縮減を実現した。</p> <p>また、これまでのRPA導入に伴う課題や職員自らがRPAを開発・導入(内製化)する試行実施の結果を踏まえ、「RPA導入ガイドライン」を改訂した。</p> <p>また、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく施策として、機構ホームページ全ページ検査によって検出された要改修箇所について対応を行った。</p> <p>新築分野については、「集合住宅設計BIMガイドライン」及びBIMデータ類を令和5年5月に公開した。</p>	<p>「DXアクションプラン」を策定し今後実行することにより、顧客サービスの向上、業務の効率化や生産性をさらに向上させていくことが期待される。</p> <p>家賃管理・収納管理システムを稼働させ、さらに次期インターネット分離システムの構築に着手し、適時適切な情報セキュリティ対策を推進した。</p> <p>また、システムの整備及び管理にあたって、PMOの設置等の体制整備を完了し、手順書に基づきPJMOに対する支援を開始した。</p> <p>RPAの導入により、業務時間の短縮及びヒューマンエラーの縮減を実現した。</p> <p>今般の「RPA導入ガイドライン」の改訂により、内製化によるRPAの導入プロセスを確立した。</p> <p>機構ホームページについて、ウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ウェブアクセシビリティの対応を行った。</p> <p>設計BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与し</p>	
---	---	---	--	--	---	--

					た。  以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	—	▲3%以上
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	+24.55%	—	▲3.01%
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>3. 適切な事業リスクの管理等</b></p> <p><b>(1) 事業リスクの管理</b></p> <p>機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。</p>	<p><b>3 適切な事業リスクの管理等</b></p> <p><b>(1) 事業リスクの管理</b></p> <p>地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。</p>	<p><b>3 適切な事業リスクの管理等</b></p> <p><b>(1) 事業リスクの管理</b></p> <p>地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。</li> <li>・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 新規事業着手段階の21地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。</p> <p>② 事業実施段階のすべての地区(令和5年4月1日時点:184地区)について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、38地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価2件、再評価1件、事後評価2件を実施した。再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-3-(1)(2)、II-4</p> <p>評定：B</p> <p>新規事業着手段階の21地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否について判断を適切に実施した。</p> <p>また、事業実施段階の184地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、38地区で見直しを実施した。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価2件、再評価1件、事後評価2件を実施した。うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一般管理費及び事業費の効率化に当たって、以下の取組を実施した。</p> <p>① 適切な事業リスクの管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスクの抽出・分析を行い、リスク軽減・分担方策を検討した上で事業着手の可否についての判断を行うとともに、事業実施地区においても、進捗状況等を踏まえた適切な執行管理を行った。</li> </ul> <p>② 一般管理費・事業費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費については、継続的に縮減に努め、令和5年度において、平成30年度比3%以上に相当する額を削減した。</li> <li>・市場や調達環境の分析、入札契約方式の見直し、発注の効率化等の各種施策により事業の効率的な執行とコスト構造の一層の改善が図られた。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスクの評価による事業着手の可否判定、定期的なリスク再点検、事業評価監視委員会の活用、事業費の重点配分及び一般管理費の抑制は所期の目標を達成したものと評</li> </ul>
<p><b>(2) 事業評価の実施</b></p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。</p>	<p><b>(2) 事業評価の実施</b></p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。</p> <p>また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委</p>	<p><b>(2) 事業評価の実施</b></p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。</p> <p>また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委</p>				

	委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				価できる。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。
<b>4. 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。 事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。	<b>4 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。 また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	<b>4 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、第三中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。 また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	<主な定量的指標> ・一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること  <評価の視点> ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。	<主要な業務実績> <主な定量的指標> 一般管理費については、継続的な経費の縮減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額を削減した。 また、事業費について、令和5年度は1,096億円分の工事調達を実施した。 コスト削減に向けては、市場動向調査による適正コストの把握、契約実績分析による調達の現状把握を行うと共に、発注効率化に資する既往の施策を継続実施した。加えて、入札前に競争参加者と技術交渉を行う「入札前技術交渉方式」を適用して工事発注を実施した。コスト削減を図りながら工事落札を実現した。	一般管理費については、継続的な経費の縮減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額を削減した。  市場や調達環境の分析、入札契約方式の見直し、発注の効率化等の各種施策により事業の効率的な執行とコスト構造の一層の改善を図った。  以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評価とする。	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>5. 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。また、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動</p> <p>・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。</p> <p>・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。</p> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和5年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。</p> <p>特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約事務の効率化・デジタル化等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>さらに、「令和5年度調達等合理化計画」に定めた施策に加えて、次の施策を実施した。</p> <p>・調達の社内承認手続について、承認の視点や責任範囲を明確</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和5年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の導入等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>さらに、「令和5年度調達等合理化計画」に定めた施策に加え、追加の施策によって、社内承認手続の大幅な事務見直しとともに、デジタル技術の導入による事務負担の軽減を推進するために新たに調達ワークフローシステムの開発を進め、大きな業務改善を図るとともに、職員の調達に関するノウハウを共有・継承する環境を整備し、職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上によって内部統制の強化を図った。</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・談合防止研修やeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底により入札談合等関与の防止に努めた。</li> <li>・発注・契約業務に係る事務負担軽減や効率化を目指して「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の試行導入等の施策を推進した。</li> <li>・「令和5年度調達等合理化計画」等の施策や、新たな調達ワークフローシステムの開発を進め、大きな業務改善を図るとともに、ノウハウを共有・継承する環境を整備し、内部統制の強化を図った。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札談合等関与行為は厳に排除されなければならないところであり、倫理意識向上のための不断の努力が必要である。機構の取組は所期の目標を達成したものと評価できる。</li> <li>・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。</li> </ul>

				<p>化し、業務の水準向上と効率化・迅速化を推進するため、手続の統廃合や承認者の再設定を行い、見直し対象手続を定める内規の改正を完了させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術の導入によって上記の手続見直しによる業務水準の維持・向上と事務負担の軽減を推進するため、体系的な調達事務フローを可視化する機能及び各段階で発生する社内承認手続の電子決裁機能を実装する調達ワークフローシステムの構築を企画し、システム要件定義を完了させ、開発を開始した。</li> <li>・職員のノウハウを共有・継承する環境を整備するため、調達に関する規程集、マニュアル等、契約手続に関する書式、各種関連システムへの動線及び研修資料等の情報を一元化する「調達ポータルサイト」をイントラネットに新たに構築し、事務に関する情報へのアクセス性を向上させた。</li> <li>・職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上を図るとともに、公正性・透明性・競争性の観点のみならず、機構の事業に求められている使命、事業経営及び品質確保といった多角的な観点を加えたバランス感覚を養うため、難易度の高い実例をもとに「最適な発注方法の検討」や「契約解除等のトラブルが発生した場合の対応」を行う全編グループワーク型の調達シミュレーション研修を実施した。</li> </ul> <p>また、本計画の実施状況について</p>	<p>また、本計画の策定及び自己評価に当たっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>ては、年度終了後に自己評価に当たって監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施 監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
令和5年度末有利子負債 残高を平成25年度末比 で2兆円削減（計画値）	2兆円	—	812億円	1,081億円	1,215億円	508億円	680億円	—
令和5年度末有利子負債 残高を平成25年度末比 で2兆円削減（実績値）	—	—	1,762億円	2,822億円	2,731億円	2,218億円	1,120億円	—
達成率	—	—	217%	261%	225%	437%	165%	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>V 財務内容の改善に関する事項</b>  <b>1. 財務体質の強化</b> 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。	<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 財務体質の強化</b> 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。	<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 財務体質の強化</b> 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 令和2年度末時点において、中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」を前倒しで達成。引き続き、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を令和4年度末比で680億円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。 資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、借入や債券発行の多様化を図るとともに、IR活動の強化を通じて、財務基盤を支える投資家層の拡大と機構事業に対する広い賛同の獲得に努める。	<主な定量的な指標> ・令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減 ・年度計画680億円を削減  <その他の指標> -  <評価の視点> ・財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、有利子負債残高の削減や戦略的な投資を行っているか。	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> ・年度計画1,120億円を削減  令和5年度においては、各事業部門の営業努力の結果、家賃収入・敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は9,076億円と、年度計画の8,301億円に対して774億円増加した。 これにより有利子負債は、年度計画（680億円）を上回る1,120億円を削減した。令和5年度末の有利子負債残高は9兆6,606億円となり、平成25年度末からは約2.7兆円を削減、機構設立時から約6.6兆円を削減した。 また、有利子負債の削減を進めつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。 その結果、都市再生事業においては、令和5年度に新規の投資計画を決定した地区は、「渋谷駅周辺地区（東京都渋谷区）」等5地区となっている。賃貸住宅事業においては、令和5年度中に6,055戸のストックを削減するとともに、建替住宅1,042戸、リノベーション住宅7,997戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。 なお、純利益については24億	<評定と根拠>III-1、2、3、4 評定：A  有利子負債については、各事業部門における営業努力による業務収入等の確保により、年度計画（680億円）を上回る1,120億円（達成165%）の削減を達成した。令和5年度末の有利子負債残高は9兆6,606億円となり、平成25年度末からは約2.7兆円を削減、機構設立時から約6.6兆円を削減した。 なお、純利益については、24億円を確保した。 資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金により低利固定化を進めつつ、金融情勢に応じて債券等の民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制に努めた。 また、令和5年度より、機構が行う社会的・環境的便益事業活動の広報に繋がるサステナビリティボンドを新たに発行し、債券の発行年限多様化及び積極的なIR活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的な財務基盤の構築に寄与した。  以上により、令和5年度における所期の目標を達成しており、経営の最重要課題として位置付けられている財務内容の改善が大きく前進し、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげて	評定：A  <評定に至った理由> 年度計画で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。  ・有利子負債残高の削減（平成25年度末比）について、各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの確保、効率的な資金調達及び資金の活用により、年度計画の目標「680億円」に対し、実績値「1,120億円（達成率165%）」であった。 また、純利益も24億円確保した。  ・資金調達においては、長期安定的な財政融資資金と、金融情勢に応じて債券等の民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制に努めた。 ・令和5年度より、サステナビリティボンドを新たに発行し、債券の発行年限多様化及び積極的なIR活動を通じて、機構のプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的な財務基盤の構築が図られた。  これらを踏まえ、機構の活動により、令和5年度における所期の目標を上回っていること、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし  <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。
	<b>2 予算</b> 別表1のとおり。	<b>2 予算</b> 別表1のとおり。				
	<b>3 収支計画</b> 別表2のとおり。	<b>3 収支計画</b> 別表2のとおり。				

	<p><b>4 資金計画</b> 別表3のとおり。</p>	<p><b>4 資金計画</b> 別表3のとおり。</p>		<p>円を確保した。</p> <p>資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金を中心としつつ、金融情勢に応じて債券等の民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制に努めた。</p> <p>また、令和5年度から、機構が行う社会的・環境的便益事業活動の広報に繋がるサステナビリティボンドを新たに発行し、債券の発行年限多様化及び積極的なIRR活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現した（投資表明については、新たに64件獲得し、令和5年度末累計で219件に増加）。</p>	<p>いることから、A評定とする。</p>	<p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有利子負債残高を着実に削減できている点、今後の金利上昇リスクを踏まえた対応に取り組んでいる点は評価に値する。</li> <li>・有利子負債の削減による財務体質の充実・強化は機構の重要な課題の一つであり、所期の目標を十分に達成したものと評価できる。</li> <li>・年度計画における目標に対し年度計画を大幅に上回る1,120億円の削減を達成したこと、家賃収入等の確保を図るなど、キャッシュフロー経営を重視しキャッシュフローの最大化を図ったこと、サステナビリティボンドの発行など、安定的な資金調達を行っていること等から、A評定に値する。</li> </ul>
--	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	-----------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式  
別表1 (予算)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,421	23,403	△982	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	620,256	577,256	△43,000	
業務収入	775,502	861,739	86,237	
受託収入	17,921	12,471	△5,449	
業務外収入	14,281	61,759	47,478	
計	1,450,381	1,536,629	86,248	
支 出				
業務経費	630,777	577,670	△53,107	
受託経費	17,354	10,152	△7,202	
借入金等償還	688,738	689,738	1,000	
支払利息	71,263	61,341	△9,922	
一般管理費	46,803	42,863	△3,940	
人件費	35,611	32,475	△3,136	
その他一般管理費	11,193	10,388	△804	
業務外支出	6,880	49,613	42,733	
計	1,461,815	1,431,377	△30,438	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,421	23,403	982	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	620,256	577,256	△43,000	①
業務収入	735,099	779,885	44,787	②
受託収入	17,921	12,471	△5,449	
業務外収入	14,101	56,315	42,214	
計	1,409,797	1,449,331	39,534	
支 出				
業務経費	619,652	559,858	△59,794	③
受託経費	17,354	10,152	△7,202	
借入金等償還	650,790	651,790	1,000	
支払利息	68,713	59,111	△9,602	
一般管理費	45,345	41,055	△4,289	
人件費	34,500	31,061	△3,438	
その他一般管理費	10,845	9,994	△851	
業務外支出	6,841	9,504	2,662	
計	1,408,694	1,331,470	△77,224	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	0	0	0	
借入金及び債券収入	0	0	0	
業務収入	40,403	81,853	41,450	①
受託収入	0	0	0	
業務外収入	180	5,444	5,264	
計	40,584	87,298	46,714	
支 出				
業務経費	11,125	17,812	6,687	②
受託経費	0	0	0	
借入金等償還	37,948	37,948	0	
支払利息	2,550	2,231	△320	
一般管理費	1,459	1,808	349	
人件費	1,111	1,413	302	
その他一般管理費	347	394	47	
業務外支出	39	40,109	40,070	③
計	53,121	99,907	46,787	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・債券発行額の減

②・・・譲渡収入の増

③・・・翌事業年度への繰越しによる減

①・・・土地譲渡収入の増

②・・・保証金返還の増

③・・・都市再生勘定への債券移管による増

別表2 (収支計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	752,473	848,936	96,463	
經常経費	629,164	645,919	16,755	
業務費	591,959	609,121	17,162	
受託費	17,921	14,081	△ 3,839	
一般管理費	19,284	22,716	3,433	
財務費用	73,992	60,803	△ 13,189	
たな卸資産評価損	0	4,401	4,401	
臨時損失	49,318	137,813	88,496	
収益の部	755,517	851,372	95,855	
經常収益	752,600	843,396	90,796	
業務収入	708,696	799,808	91,112	
受託収入	17,921	14,459	△ 3,461	
補助金等収益	25,878	28,500	2,622	
雑益	105	629	524	
財務収益	2,689	3,379	691	
臨時収益	229	4,597	4,368	
純利益	3,044	2,436	△ 608	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	3,044	2,436	△ 608	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	720,727	788,846	68,119	
經常経費	599,918	605,845	5,928	
業務費	563,159	569,629	6,470	
受託費	17,921	14,081	△ 3,839	
一般管理費	18,838	22,136	3,297	
財務費用	71,492	58,666	△ 12,826	①
たな卸資産評価損	0	4,398	4,398	
臨時損失	49,318	119,937	70,620	②
収益の部	721,866	776,962	55,096	
經常収益	720,395	770,558	50,164	
業務収入	676,496	726,987	50,490	③
受託収入	17,921	14,459	△ 3,461	
補助金等収益	25,878	28,500	2,622	
雑益	99	613	513	
財務収益	1,320	2,001	682	
臨時収益	152	4,402	4,250	
純利益	1,139	△ 11,884	△ 13,023	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	1,139	△ 11,884	△ 13,023	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	31,746	60,093	28,346	
經常経費	29,246	40,073	10,827	
業務費	28,801	39,493	10,692	①
受託費	0	0	0	
一般管理費	445	581	135	
財務費用	2,500	2,139	△ 361	
たな卸資産評価損	0	4	4	
臨時損失	0	17,876	17,876	②
収益の部	33,651	74,412	40,761	
經常収益	32,205	72,837	40,632	
業務収入	32,200	72,821	40,622	③
受託収入	0	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	5	16	11	
財務収益	1,369	1,380	11	
臨時収益	77	195	118	
純利益	1,905	14,320	12,415	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	1,905	14,320	12,415	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

勘定間繰入を含んでいない。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ① . . . 支払利息の減  
 ② . . . 固定資産の減損損失による増  
 ③ . . . 土地譲渡収入の増

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ① . . . 土地譲渡原価の増  
 ② . . . 固定資産の減損損失による増  
 ③ . . . 土地譲渡収入の増



別表3 (資金計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	120,802	93,331	△ 27,470	
管理費支出	452,251	362,341	△ 89,911	
受託業務費支出	17,354	9,286	△ 8,067	
その他支出	77,814	66,392	△ 11,422	
投資活動による支出				
建設費支出	88,646	136,715	48,069	
その他支出	13,006	127,191	114,185	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	643,738	644,738	1,000	
債券の償還による支出	45,000	45,000	0	
その他支出	3,205	3,876	672	
次年度への繰越金	70,725	79,741	9,016	
資金収入				
業務活動による収入	816,204	884,579	68,375	
投資活動による収入	13,921	22,989	9,068	
財務活動による収入	620,256	577,256	△ 43,000	
前年度（前期）よりの繰越金	82,159	83,787	1,628	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	119,553	93,331	△ 26,222	
管理費支出	441,827	355,279	△ 86,548	①
受託業務費支出	17,354	9,286	△ 8,067	
その他支出	75,225	64,158	△ 11,067	
投資活動による支出				
建設費支出	88,646	136,715	48,069	②
その他支出	12,095	120,079	107,984	③
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	640,790	641,790	1,000	
債券の償還による支出	10,000	10,000	0	
その他支出	3,205	3,876	672	
次年度への繰越金	50,871	50,610	△ 261	
資金収入				
業務活動による収入	775,927	801,195	25,268	
投資活動による収入	13,614	22,381	8,767	
財務活動による収入	620,256	617,256	△ 3,000	
前年度（前期）よりの繰越金	49,768	44,293	△ 5,476	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・修繕費の減  
 ②・・・修繕費の増  
 ③・・・有価証券取得による増

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	1,249	0	△ 1,249	
管理費支出	10,424	7,061	△ 3,363	
受託業務費支出	0	0	0	
その他支出	2,589	2,340	△ 249	
投資活動による支出				
建設費支出	0	0	0	
その他支出	911	12,390	11,480	①
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	2,948	2,948	0	
債券の償還による支出	35,000	35,000	0	
その他支出	0	40,000	40,000	②
次年度への繰越金	19,854	29,131	9,277	
資金収入				
業務活動による収入	40,277	83,490	43,213	③
投資活動による収入	306	5,887	5,580	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度（前期）よりの繰越金	32,391	39,494	7,103	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・保証金返還の増  
 ②・・・都市再生勘定への債券移管による増  
 ③・・・土地譲渡収入の増

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	IV 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<b>IV 短期借入金の限度額</b> 短期借入金の限度額:3,800億円 想定される理由:予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	<b>IV 短期借入金の限度額</b> 短期借入金の限度額:3,800億円 想定される理由:予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	<主な定量的な指標> —  <その他の指標> —	<主要な業務実績> 目標設定に係る趣旨を踏まえ、限度額の範囲内において、延べ7回にわたる総額 803 億円の借入れ及び返済を実施した。	<評定と根拠> 評定:—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	<主な定量的な指標> —  <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<b>VI 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<b>VI 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的な指標> —  <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<b>VII その他業務運営に関する重要な事項</b> <b>1 施設及び設備に関する計画</b> 該当なし。  <b>2 中期目標の期間を超える債務負担</b> 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。  <b>3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途</b> 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<b>VII その他業務運営に関する重要な事項</b> <b>1 施設及び設備に関する計画</b> 該当なし。  <b>2 中期目標の期間を超える債務負担</b> 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。  <b>3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途</b> 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>VI その他業務運営に関する重要な事項</b> <b>1. 内部統制の適切な運用</b> コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	<b>4 内部統制の適切な運用</b> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更	<b>4 内部統制の適切な運用</b> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制会議等において、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 また、業務実施の障害となる要因として識別したリスク	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・全役員で構成される内部統制会議で、一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプラ	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)(3)(4) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施した。 ① 内部統制の適切な運用 ・イントラネットを活用したコンプライアンス研修の実施等により職員の意識向上及び啓発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努めた。 ② 業務運営の透明性の確保等 ・財務情報や業務の実施状況をホームページに掲載したほか、本社、本部等で一般の閲覧に供し、国民が利用しやすい形で情報が手に入

<p><b>2. 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>に適切に対応するため、機構内におけるリスクコミュニケーションの活性化等により、リスク管理の実効性向上を図る。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>運営に関する透明性の確保等が図られているか。</p>	<p>イアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施した。上記研修に加え、当該研修の受講対象者でない職員を対象に、毎年、定期的にコンプライアンス意識の啓発が図られるようコンプライアンス意識啓発研修を実施した。</li> <li>・コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。</li> <li>・イントラネットを活用した研修を実施した。</li> </ul>	<p>コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上、周知徹底等を図った。</p>	<p>る環境を用意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員の情報セキュリティリテラシー維持・向上に向けた研修等に加え、訓練や自己点検等を実施した。</li> </ul> <p>③ 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業における必要性を踏まえ人員配置を行った。</li> <li>・中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるために、外部研修期間が提供している公開型研修プログラムの活用や、国、地方公共団体、その他独立行政法人等外部組織への出向・派遣を行った。</li> <li>・女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採用拡大に努めた結果、令和5年度末時点における女性管理職が78名となり、昨年度から13名増加した。</li> <li>・障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に努め、法定雇用率を上回る2.93%の雇用率となった。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務及び財務の属人化を排し透明性を高める工夫やコンプライアンス研修の実施、人件費管理の適正化に関する取組は所期の目標を達成したものと評価できる。</li> <li>・女性の就業が推進されていることは大変望ましい。今後は事務・技術といった職種別男女雇用数の分析などを通じて、各部署においてジェンダーバランスが達成されるよう努力</li> </ul>
<p><b>5 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p><b>(1) 業務運営の透明性の確保</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p><b>5 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p><b>(1) 業務運営の透明性の確保</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p><b>5 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p><b>(1) 業務運営の透明性の確保</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トップページ上部に能登半島地震に関するリンクバナーを掲示し、機構の対応状況等を適切に情報発信した。</li> </ul>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p>	<p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務及び財務の属人化を排し透明性を高める工夫やコンプライアンス研修の実施、人件費管理の適正化に関する取組は所期の目標を達成したものと評価できる。</li> <li>・女性の就業が推進されていることは大変望ましい。今後は事務・技術といった職種別男女雇用数の分析などを通じて、各部署においてジェンダーバランスが達成されるよう努力</li> </ul>
<p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一</p>	<p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための</p>	<p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための</p>	<p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により、国及び関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進</p>	<p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により、国及び関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進</p>	<p>国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。</p>	<p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務及び財務の属人化を排し透明性を高める工夫やコンプライアンス研修の実施、人件費管理の適正化に関する取組は所期の目標を達成したものと評価できる。</li> <li>・女性の就業が推進されていることは大変望ましい。今後は事務・技術といった職種別男女雇用数の分析などを通じて、各部署においてジェンダーバランスが達成されるよう努力</li> </ul>



	<p>基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの更なる維持・向上を図る。</p>		<p>した。</p> <p>さらに、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修（新規採用職員・新任管理職・新任3～5級職員に対する研修）及び中途採用職員研修、全役職員向け研修、IT担当者向け研修等に加え、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ対策の自己点検等を実施し、それに加え、毎月役職員等に対して情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る啓発を行った。</p> <p>加えて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p>	<p>さらに、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信の発信を行い、情報セキュリティに係る啓発を行うことで、役職員等の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図った。</p> <p>加えて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p>	<p>されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。</li> </ul>
<p><b>3. 人事に関する計画</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に</p>	<p><b>(3) 個人情報の保護</b></p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>	<p><b>(3) 個人情報の保護</b></p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が3年に1度は受講する方針に基づく研修を実施した。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>	
<p><b>6 人事に関する計画</b></p> <p><b>(1) 方針</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社</p>	<p><b>6 人事に関する計画</b></p> <p><b>(1) 方針</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社</p>	<p><b>6 人事に関する計画</b></p> <p><b>(1) 方針</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。</li> <li>・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。</li> <li>・給与水準について、事務・</li> </ul>	<p>人員数については、宅地業務の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p>	

<p>求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p><b>(2) 人材育成</b></p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p>	<p>会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p><b>(2) 人材育成</b></p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、デジタル人材を含め高度な専門性を有する人材の確保・育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p>	<p>事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。</p> <p>・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</p>	<p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和5年度において、202件、延べ13,146人に研修を実施した。集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施した。</p> <p>新任管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、令和4年度に引き続き部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。</p> <p>ビジネススキル等を幅広く学ぶことができるeラーニングプログラムを引き続き活用するとともに、ビジネススクールの対象を若手職員にも広げるなど自己啓発支援の拡充を図った。</p> <p>さらに、DX推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励、支援を実施した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地</p>	<p>人材育成については、コロナ禍を経て、集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施することにより、受講のしやすさや、質の向上に努めた。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

	<p><b>(3) 人件費管理の適正化</b>          独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p><b>(4) ダイバーシティの推進</b>          多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様な柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p><b>(3) 人件費管理の適正化</b>          独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p><b>(4) ダイバーシティの推進</b>          多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、育児や介護と両立しながら働き続けることのできる環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、時間と場所に捉われない多様な柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する電子機器等の導入・活用及び職場環境の整備を進める。</p>		<p>方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を引き続き実施した。</p> <p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用した。</p> <p>女性の活躍推進については、平成 31 年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)における目標(女性の管理職等の人数(平成 30 年度末 39 人)を期間内に倍増させる)に対し、令和 5 年度末時点で女性管理職等の人数を 78 人とし、目標を達成するとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、令和 5 年度に各職員が使用していた固定電話をスマートフォンへ切替え、テレワーク環境を整えるとともに、各種研修及び啓蒙を実施することにより、これまでに整備してきた制</p>	<p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和 5 年度末時点で女性管理職等の人数をさらに増加させ、目標を達成するとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与した。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

				<p>度、ツールの定着化を図った。 障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。</p>	<p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.93%（令和5年6月1日時点）の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項 7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>4. 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	<b>7 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<b>7 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全	<主要な業務実績> 市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」(令和元年8月策定)に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用、②環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 に当たって、以下の取組を実施した。 ① 保有資産の適切な管理・運用 ・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行った。 ② 環境及び都市景観への配慮 ・UR賃貸住宅の共用部において、照明器具を省エネ性能の高いものに改修したことなどにより、平成25年度を基準として二酸化炭
<b>5. 環境及び都市景観への配慮</b> 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達に	<b>8 環境及び都市景観への配慮</b> 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適	<b>8 環境及び都市景観への配慮</b> 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適				

<p>よる環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p> <p><b>(1) 地球温暖化対策の推進</b> 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p> <p><b>(1) 地球温暖化対策の推進</b> 政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。 また、政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言及び「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)、UR-eco Plan 2019を踏まえ、UR賃貸住宅の省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの創出を促進するとともに、次期地球温暖化対策実行計画の検討を行う。</p>	<p>で快適なまちづくりを推進しているか。</p> <p>・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部での省エネ性能の高い照明器具への改修等により、令和5年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減した。</p> <p>また、「UR-eco Plan 2019」を見直し、2030年度におけるCO2排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じたCO2排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024」を令和6年3月に公開した。</p>	<p>各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。</p> <p>また、具体的な行動計画を伴った次期5か年計画として「UR-eco Plan 2024」を公開し、高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。</p>	<p>素排出量を38,500トン削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2排出削減目標の引き上げや、政府実行計画に準じたCO2排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた、UR-eco Plan 2024を公開した。</li> <li>・建設副産物のリサイクルや環境物品の適切な調達を行った。</li> <li>・既存樹木の保存・利活用を4地区、屋上等建築物の緑化を2地区、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチの導入を2地区、等を実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりの推進を図った。</li> <li>・環境省の行っている自然共生サイトの認定を取得し、対外的な評価を得ている。</li> <li>・浜見平地区において良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために、土地譲渡に関して景観審議会の審議を受けることを公募条件とし、質の高い景観形成を図った。</li> <li>・事業地区において、全建賞、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞等を17件受賞した。</li> </ul> <p>③ 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を50件行った。そのうち、AI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上、効率化等に資する技術に関する研究開発を30件実施した。</li> <li>・「Open Smart UR」においては、生活モニタリングを4回実施し、収集したデータの解析を踏まえ、居住者の状況推測の可能性等について検討を進めた。</li> <li>・スマート技術活用に資する取組として、UR賃貸住宅の共用部において自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施し、URのスマート技術活用の取組を広くPRした。</li> <li>・令和5年に東京都北区に「URまちとくらしのミュージアム」を開館し、各種メディアに取り上げられることや、多くの来場者を迎えており、社会に対しての情報発信を実施している。</li> </ul>
	<p><b>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</b> 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p>	<p><b>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</b> 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月30日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p>	<p>機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等を実施し、「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値の達成に努めた。</p>	<p>令和5年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p>		

<p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<table border="1"> <caption>令和5年度における建設副産物の再資源化率等</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象品目</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>97%以上</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>90%以上</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>排出率</td> <td>3.0%以下</td> <td>2.65%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>98%以上</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率</td> <td>80%以上</td> <td>98.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:集計対象は令和5年度に完了した契約金額500万円以上の工事</p>	対象品目		令和5年度		目標値	実績値	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.9%	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.9%	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.65%	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.1%	建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.8%	<p>これらを踏まえ、令和5年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コアの賃貸事業における最適運用を目指す取組、環境保護に係る取組、研究成果等の社会還元に係る取組が行われており、所期の目標を達成したと認められる。</li> <li>・URまちとくらしのミュージアムは機構ならではの取組であり、高く評価したい。今のところグループを対象とした案内付きの見学となっているようだが、この方式は、学習効果は高いが、利用客数には限界があることから、利用客数を高める工夫もされることが望ましいように思う。</li> <li>・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。</li> </ul>
対象品目		令和5年度																																				
		目標値	実績値																																			
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%																																			
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%																																			
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.9%																																			
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.9%																																			
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.65%																																			
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.1%																																			
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.8%																																			
<p><b>(3) 環境物品等の調達</b></p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成13年2月2日閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p><b>(3) 環境物品等の調達</b></p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、令和5年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月24日閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%(機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く)調達した。また、公共工事では数値目標を設定した22品目について100%目標を達成した。</p> <p>環境物品等の調達は、設定した目標を達成した。</p>																																			
<p><b>(4) 都市の自然環境の保全・創出</b></p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p><b>(4) 都市の自然環境の保全・創出</b></p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>既存樹木の保存・利活用(西大和等4地区)、屋上等建築物の緑化(2地区)、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチの導入(ヌーヴェル赤羽台等2地区)等を実施した。</p> <p>また、多摩平の森団地内緑地において、優れた生物多様性等の価値を有する緑地であることが評価され、「自然共生サイト(環境省)」の認定を取得した。</p> <p>各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。</p> <p>また、「自然共生サイト(環境省)」の認定を取得することにより、対外的な評価も獲得した。</p>																																			

	<p><b>(5) 良好な都市景観の形成</b> にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p><b>(5) 良好な都市景観の形成</b> にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、プレイスメイキングの視点も踏まえた居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>浜見平地区 J・K 街区において良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために、土地譲渡に関して景観審議会の審議を受けることを公募条件として示す等の取組を実施した。</p> <p>また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点などが評価され、全建賞、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞等の賞を 17 件受賞した。</p>	<p>各種施策を通じて、良好な都市景観の形成を着実に推進した。</p> <p>また、事業地区において、様々な団体等から 17 件の賞を受賞し、対外的な評価も獲得した。</p>	
	<p><b>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p><b>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> DXの推進を始めとする国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>				
<p><b>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構</p>	<p><b>(1) 研究開発の実施</b> 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、急速な AI・IoT 等技術革新や BIM・CIM 推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研</p>	<p><b>(1) 研究開発の実施</b> 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、AI・IoT、自動運転、Ma a S 等の急速な技術革新や BIM・CIM 及びスマートシティ推進、ドローン活用への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工</p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を 50 件実施した。(継続案件含む。)</p> <p>このうち、急速な AI・IoT 等技術革新や BIM・CIM 導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上、効率化等に資する技術に関する研究開発は 30 件である。(継続案件含む。)</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。</p>	



<p>が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p>究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や実証実験等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>また、IoTやAI等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想の下、東洋大学情報連携学部と「Open Smart UR」の共同研究を行っている。</p> <p>令和5年度は、旧赤羽台団地（東京都北区）の保存住棟に整備した生活可能なモデル住戸を活用し、生活モニタリングを4回（中期目標期間中に延べ5回）実施した。</p> <p>なお、令和元年に発足した「Open Smart UR 研究会」には、機構と東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業70社が入会している。令和5年度は当該研究会を2回開催して進捗報告を行ったところ、31社（58人）が出席した。</p> <p>さらに、住生活基本計画に定める「新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進」の実現に資するものとして、集合住宅へのBIM導入による生産性向上に向けた研究で得られた知見の成果を踏まえ、令和5年5月に集合住宅用途では初となる設計BIMガイドライン及びBIMデータ類を公開した。</p> <p>設計事務所やゼネコンを中心にデータのダウンロード申込み数は約400件（R6.3時点）にのぼり、外部企業の依頼に基づくセミナーでの内容説明等も行った。</p>	<p>「Open Smart UR」においては、生活モニタリングを通じて収集したデータの解析を踏まえ、居住者の状況推測の可能性等について検討を進めた。</p> <p>さらに、BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。多数の企業や団体からも関心を集め、積極的に普及活動を展開した。</p>	
	<p><b>（2）成果の社会還元</b></p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者</p>	<p><b>（2）成果の社会還元</b></p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者</p>		<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発信するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョ</p>	<p>研究成果については、シンポジウムやイベント、学会発表等を通じて、広く社会に対して発信するよう努めた。</p>	

	<p>への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>への周知活動、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟等の活用、情報発信施設整備の推進等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>ン」を実現するための技術的事項に関する論文(12編)の発表により、建築に関する学術・技術・芸術等分野の関係者等へ情報発信を行った。</p> <p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。NHK等テレビ放映4件、日経・読売・朝日等新聞掲載20件、他新建築、月刊東京人、WEB掲載等、多くのメディアに取り上げられ、令和6年3月末までで7,893人の来場者を迎え、反響を得ている。</p>	<p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館。各種メディアに取り上げられ、多くの来場者を迎えることができ、反響を得ている。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	
--	-------------------------------------	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>